

令和2年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

障がい福祉課（内線：7193）

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
障がい者福祉施設放射線防護対策事業	589	589	0	589				
トータルコスト	4,524円（前年度4,558千円） [正職員：0.5人]							
主な業務内容	補助金事務等							
工程表の政策目標（指標）	-							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>島根原子力発電所から半径30キロメートル以内に所在する障害者支援施設において、原子力災害発生時、即時待避が困難な障害者支援施設入所者等を安全に避難させるため、平成26年度に放射線防護対策設備を整備し、一時的な屋内退避を可能とした。この設備が災害時に確実に機能を果たすよう定期的な保守点検を実施するための経費を補助する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 実施主体：社会福祉法人しらゆり会</p> <p>(2) 施設名：光洋の里（境港市渡町、障害者支援施設）</p> <p>(3) 主な設備：陽圧（加圧）するための換気設備（フィルター内蔵型）、非常用電源設備等</p> <p>(4) 県補助率：10/10（財源内訳：国10/10）</p>								

障がい福祉課（内線：7193）

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 県有財産管理事業	2,316	0	2,316				2,316	
トータルコスト	3,103円（前年度0千円） [正職員：0.1人]							
主な業務内容	所管する県有財産の管理業務の委託							
工程表の政策目標（指標）	-							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>当課が所管する西部やまと園周辺地域の環境保全及び農作地への水利の確保その他の付帯工事を実施するものである。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 園跡地の除草</p> <p>西部やまと園跡地の除草を年2回程度実施する。</p> <p>(2) 水路の浚渫</p> <p>西部やまと園周辺の稲作農家が利用している水路のうち、やまと園跡地を含む県有地の部分について、浚渫工事を施し、水利を確保する。</p>								

## 2目 身体障がい者福祉費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
身体障害者更生相談所費	2,546	3,745	△1,199				2,546	
トータルコスト	7,826千円（前年度 8,508千円）〔正職員：0.6人、会計年度任用職員：0.2人〕							
主な業務内容	定期・巡回相談の実施、補装具・更生医療判定、身体障がい者の援護に係る各種研修の開催							
工程表の政策目標（指標）	-							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要 身体障害者更生相談所が行う医学的判定や補装具の処方・適合判定等の経費である。								
2 主な事業内容 ・定期相談、巡回相談事業 ・更生医療の判定事業 ・医学診査（障害程度審査委員会） ・地域リハビリテーション推進事業 ・市町村職員研修開催事業								

## 3目 知的障がい者福祉費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
知的障害者更生相談所費	426	1,358	△932				426	
トータルコスト	20,659千円（前年度 21,203千円）〔正職員：2.5人、会計年度任用職員：0.2人〕							
主な業務内容	定期・巡回相談の実施、医学的・心理学的判定業務、各種研修の開催							
工程表の政策目標（指標）	-							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要 知的障害者更生相談所が行う医学的・心理学的判定等に要する経費である。								
2 主な事業内容 ・相談・判定業務（療育手帳等の判定業務を行うとともに、専門的な相談に応じ、必要な支援を行う。） ・市町村職員研修事業								

## 8目 特別医療費助成事業費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考									
				国庫支出金	起債	その他	一般財源										
特別医療費助成事業費	1,623,482	1,626,775	△3,293				1,623,482										
トータルコスト	1,626,630千円 (前年度 1,629,950千円) [正職員: 0.4人]																
主な業務内容	補助金交付事務等																
工程表の政策目標 (指標)	-																
事業内容の説明																	
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>鳥取県特別医療費助成条例に基づき、重度心身障がい者、精神障がい者、小児その他特に医療費の助成を必要とする者の医療費に対して助成し、その者の健康の保持及び生活の安定を図り、もってその福祉を増進する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>重度心身障がい者等の医療費の本人負担分 (3割等) から自己負担額を除いた額について、市町村が助成した額の2分の1を補助する。</p> <p>(1) 対象者</p> <p>ア 重度心身障がい者 (所得制限有)</p> <p>イ 精神障がい者 (所得制限有)</p> <p>ウ 特定疾病患者</p> <p>エ 小児 (18歳に達する日以後の最初の3月31日まで対象)</p> <p>オ ひとり親家庭 (所得制限有)</p> <p>(2) 自己負担額</p> <p>ア 重度心身障がい者、精神障がい者</p> <p>1 医療機関ごとに、月額負担上限額まで総医療費の1割を負担 (ただし、市町村民税非課税世帯等に該当する場合は、自己負担額なし) [月額負担上限額]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所得区分</th> <th>通院</th> <th>入院</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>2,000円</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>低所得</td> <td>1,000円</td> <td>5,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※低所得: 本人が市町村民税非課税</p> <p>イ 特定疾病患者、小児、ひとり親家庭</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>通院 1医療機関ごとに530円/日 (負担上限額: 4日/月まで (2,120円/月))</li> <li>入院 1医療機関ごとに1,200円/日 (低所得者の負担上限額: 15日/月まで (18,000円/月))</li> </ul> <p>(3) 予算額内訳</p>									所得区分	通院	入院	一般	2,000円	10,000円	低所得	1,000円	5,000円
所得区分	通院	入院															
一般	2,000円	10,000円															
低所得	1,000円	5,000円															
(単位: 千円)																	
区分	予算額	内 容															
医療費補助金	1,571,079	医療費の助成に要する経費 (県1/2、市町村1/2) 重度心身障がい者: 554,662千円 精神障がい者: 62,245千円 特定疾病患者: 789千円 小児: 883,849千円 ひとり親家庭: 69,534千円															
事務費補助金	49,453	市町村が鳥取県国民健康保険団体連合会等に委託して行う審査支払の事務費の補助に要する経費 (県1/2、市町村1/2)															
協力費交付金	2,950	特別医療費助成事業の適正かつ円滑な運営を図るため、医療機関に対する広報等に要する費用を支援するために要する経費 ・ 県医師会 2,500千円 ・ 県歯科医師会 450千円															
合計	1,623,482																

## 12目 障がい者自立支援事業費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
特別障害者手当等支給事業費	8,804	9,132	△328	6,603			2,201	
トータルコスト	12,231千円(前年度12,307千円) [正職員：0.4人、会計年度任用職員：0.1人]							
主な業務内容	特別障害者手当等の認定・支給業務							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>日常生活において常時特別な介護を要する在宅・重度の障がい者(児)に対し、精神的・物質的な負担の軽減を図るため、特別障害者手当等を支給することにより、福祉の増進を図る。 (負担割合：国3/4、県1/4)</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>中部・西部総合事務所福祉保健局において、福祉事務所を設置していない三朝町及び大山町分の特別障害者手当等の支給事務を実施する。</p>								
(単位：千円)								
区 分		月額手当額		予算額				
特別障害者手当		27,200円/月		7,031				
障害児福祉手当		14,790円/月		1,773				
合 計				8,804				

## 12目 障がい者自立支援事業費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
自立支援給付費 (障害者医療費 (更生医療、精神通院医療、療養介護医療))	1,355,787	1,342,941	12,846	566,665			789,122	
トータルコスト	1,395,631千円 (前年度1,374,693千円) [正職員: 4.0人、会計年度任用職員: 3.0人]							
主な業務内容	支給認定業務、診療報酬等支払事務等							
工程表の政策目標 (指標)	-							
事業内容の説明								

## 1 事業の目的・概要

## (1) 自立支援医療 (精神通院医療)

精神疾患のある方が自立した日常生活、社会生活を営むため、その障がいの軽減及び再発防止のために必要な通院医療費の一部を助成する。

ア 実施主体 県

イ 負担割合 国: 1/2、県: 1/2

ウ 受給対象者数 19,854人 (平成31年3月末現在)

## (2) 自立支援医療 (更生医療)

18歳以上の身体障がい者が自立した日常生活、社会生活を営むため、障がいの軽減・除去や機能回復のために必要な医療費の一部を助成する。(市町村への負担金等)

ア 実施主体 市町村

イ 負担割合 国: 1/2、県: 1/4、市町村: 1/4

ウ 受給対象者数 2,842人 (平成31年2月末現在)

## (3) 療養介護医療

常時介護を要する障がい者に対し行われる機能訓練、療養上の管理、看護等 (療養介護) のうち、医療に係るものに対し医療費の一部を助成する。(市町村への負担金等)

ア 実施主体 市町村

イ 負担割合 国: 1/2、県: 1/4、市町村: 1/4

## 2 主な事業内容

## (1) 自立支援医療 (精神通院医療)

(単位: 千円)

区分	予算額	内容
自立支援医療費 (精神通院) (国1/2、県1/2)	1,133,330	医療費助成費 (精神通院医療)
医療費審査事務委託費 (単県)	14,436	精神通院医療費の審査・支払事務の委託 (委託先: 診療報酬支払基金、国保連合会)
特別職非常勤職員報酬等 (単県)	720	精神障害者保健福祉手帳交付に係る事務
合計	1,148,486	

## (2) 自立支援医療 (更生医療)

(単位: 千円)

区分	予算額	内容
自立支援医療費 (更生医療) 給付事業負担金 (単県)	170,208	市町村が実施する医療費助成 (更生医療) に係る負担金
医療費審査事務委託費 (単県)	660	更生医療費の審査・支払事務の委託 (委託先: 診療報酬支払基金、国保連合会)
合計	170,868	

## (3) 療養介護医療

(単位: 千円)

区分	予算額	内容
療養介護医療費 給付事業負担金 (単県)	36,349	市町村が実施する医療費助成 (療養介護医療) に係る負担金
医療費審査事務委託費 (単県)	84	療養介護医療費の審査・支払事務の委託 (委託先: 診療報酬支払基金、国保連合会)
合計	36,433	

## 12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
自立支援給付費（介護給付費等）	3,713,110	3,289,868	423,242				3,713,110	
トータルコスト	3,761,117千円（前年度 3,338,290千円） [正職員：6.1人]							
主な業務内容	負担金交付事務、指導監査等							
工程表の政策目標（指標）	-							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
障害者総合支援法により支給される指定障害福祉サービス等に要する費用について、その一部を法に基づき負担するものである。（実施主体：市町村、負担割合：国 1/2、県 1/4、市町村 1/4）								
2 主な事業内容（平成31年3月～令和2年2月分）								
（単位：千円）								
	区分		予算額					
	障害福祉サービス費等		3,608,900					
	相談支援給付費等		62,367					
	補装具費		40,697					
	高額障害福祉サービス給付費		1,146					
	計		3,713,110					
障がい者虐待防止・権利擁護事業	3,263	3,263	0	1,631			1,632	
トータルコスト	7,985千円（前年度 8,026千円） [正職員：0.6人]							
主な業務内容	委託契約等事務、研修事業調整事務、各事業検査等事務							
工程表の政策目標（指標）	-							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
<ul style="list-style-type: none"> <li>各都道府県における障がい者の虐待防止や権利擁護に関する研修の指導的役割を担う者を養成する「障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修」（国研修）に障がい福祉関係者を派遣する。</li> <li>県外講師や指導者養成研修を受講した者を講師として、県障がい者権利擁護センター職員、市町村障がい者虐待防止センター職員、県内の障害者福祉施設、障害福祉サービス事業所等の管理者・従業者及び相談窓口職員を対象とした研修を実施する。</li> <li>専門的な見地から市町村等への支援を行う「支援チーム」を設置する。</li> </ul>								
2 主な事業内容								
（単位：千円）								
	内 容							予算額
	(1) 指導者養成研修 障がい者の虐待防止に関して指導的役割を担う者を国の研修に派遣して養成する。（3名分）							263
	(2) 障がい者虐待防止等研修事業（委託） ・県障がい者権利擁護センター職員、市町村障がい者虐待防止センター職員 障害者福祉施設・障害福祉サービス事業所等の管理者・従業者及び相談支援窓口職員を対象とした研修の実施 ・障がい者虐待防止・権利擁護公開講座の開催 ・障害者虐待防止法の啓発のための新聞広告							1,986
	(3) 障がい者虐待防止等に係る支援チーム設置事業（委託） 市町村等に対し、専門的な見地から支援を行うバックアップ組織（弁護士、司法書士、社会福祉士など専門的關係者で組織する団体）を東・中・西各圏域に設置し、必要な専門的助言・支援が行える体制を整備する。							1,014
	合 計							3,263

## 12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考																		
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																			
県立障がい者体育センター管理費（指定管理者制度）	10,225	13,094	△2,869				10,225																			
トータルコスト	11,012千円（前年度 15,475千円） [正職員：0.1人]																									
主な業務内容	委託料の支払、業務の点検・評価、指定管理者との協議等																									
工程表の政策目標（指標）	-																									
事業内容の説明																										
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>県立障がい者体育センター（以下、「体育センター」という。）の管理運営を指定管理者に委託するための経費である。</p> <p>【施設の概要】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所在地</td> <td>鳥取市湖山町西三丁目113-2</td> </tr> <tr> <td>設置目的</td> <td>障がい者の体育活動等を推進するため</td> </tr> <tr> <td>建築面積</td> <td>992.65㎡</td> </tr> <tr> <td>開館年月日</td> <td>昭和52年10月13日</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 管理委託費（8,577千円）</p> <p>ア 指定管理者の名称等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所在地</td> <td>米子市米原八丁目11番49号</td> </tr> <tr> <td>団体名</td> <td>株式会社TKSS</td> </tr> <tr> <td>代表者名</td> <td>代表取締役 田中 富士夫</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 指定の期間</p> <p>平成31年4月1日から令和6年3月31日まで（5年間）</p> <p>ウ 業務の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・体育センターの施設設備の維持管理に関する業務</li> <li>・体育センターの利用許可、施設利用料の徴収等に関する業務 等</li> </ul> <p>(2) 障がい者体育センター利用促進事業（1,648千円）</p> <p>障がい者及び高齢者等の社会参加促進を図るため、指定管理者が障がい者及び高齢者等の利用料を減免する場合に当該減免相当額を補助金として交付する。（補助率 10/10）</p>									区分	内容	所在地	鳥取市湖山町西三丁目113-2	設置目的	障がい者の体育活動等を推進するため	建築面積	992.65㎡	開館年月日	昭和52年10月13日	区分	内容	所在地	米子市米原八丁目11番49号	団体名	株式会社TKSS	代表者名	代表取締役 田中 富士夫
区分	内容																									
所在地	鳥取市湖山町西三丁目113-2																									
設置目的	障がい者の体育活動等を推進するため																									
建築面積	992.65㎡																									
開館年月日	昭和52年10月13日																									
区分	内容																									
所在地	米子市米原八丁目11番49号																									
団体名	株式会社TKSS																									
代表者名	代表取締役 田中 富士夫																									

## 12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考																																																																																																																					
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																																																																																																																						
重度障がい児者支援事業	32,642	61,155	△28,513				32,642																																																																																																																						
トータルコスト	35,003千円（前年度 63,536千円）〔正職員：0.3人〕																																																																																																																												
主な業務内容	補助金交付事務等																																																																																																																												
工程表の政策目標（指標）	-																																																																																																																												
事業内容の説明																																																																																																																													
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>重症心身障がい児者等受入事業所の運営費及び施設整備費に対し助成することにより、重症心身障がい児者等の地域生活の一層の充実を図る。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 重度障がい児者日中支援事業 (30,655千円)</p> <p>生活介護事業所、放課後等デイサービス事業所において、重症心身障がい児者等の日中支援を行う社会福祉法人等に対し、1：1相当の配置に係る人件費から事業者が得る自立支援給付費の相当額を差し引いた差額分の助成を行う。</p> <table border="1"> <tr> <td>実施主体</td> <td colspan="8">市町村</td> </tr> <tr> <td>補助対象</td> <td colspan="8">重症心身障がい児者等の日中支援を行う社会福祉法人等</td> </tr> <tr> <td>負担割合</td> <td colspan="8">県1/2、市町村1/2</td> </tr> <tr> <td>補助基準単価</td> <td colspan="2">生活介護利用</td> <td colspan="2">利用者一人当たり</td> <td colspan="2">2,900円/日</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">放課後等デイ利用</td> <td colspan="2">利用者一人当たり</td> <td colspan="2">1,900円/日</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> <p>(2) 重度障がい児者短期入所利用支援事業 (1,987千円)</p> <p>短期入所事業所において、重症心身障がい児者等の短期入所への支援を行う社会福祉法人等に対し、1：1相当の配置に係る人件費から事業者が得る自立支援給付費の相当額を差し引いた差額分の助成を行う。</p> <table border="1"> <tr> <td>実施主体</td> <td colspan="8">市町村</td> </tr> <tr> <td>補助対象</td> <td colspan="8">重症心身障がい児者等の短期入所による支援を行う社会福祉法人等</td> </tr> <tr> <td>負担割合</td> <td colspan="8">県1/2、市町村1/2</td> </tr> <tr> <td>補助基準単価</td> <td colspan="8">利用者一人当たり 6,700円/日</td> </tr> </table> <p>(3) 重度障がい児者利用施設基盤整備事業 (0千円) ※令和2年度は該当案件なし</p> <p>生活介護事業所、グループホーム、短期入所事業所、放課後等デイサービス事業所において、重症心身障がい児者等を受け入れるために必要な施設整備を行う社会福祉法人等に対して整備に必要な経費の助成を行う。</p> <table border="1"> <tr> <td>実施主体</td> <td colspan="8">社会福祉法人等</td> </tr> <tr> <td>補助対象</td> <td colspan="8">生活介護事業所、グループホーム、短期入所事業所、放課後等デイサービス事業所において、重症心身障がい児者等を受け入れる社会福祉法人等</td> </tr> <tr> <td>負担割合</td> <td colspan="8">県10/10</td> </tr> <tr> <td>補助額</td> <td colspan="8">総事業費から社会福祉施設等施設整備事業の国庫補助基本額に4/3を乗じて得た額を除いた額の1/2</td> </tr> </table>									実施主体	市町村								補助対象	重症心身障がい児者等の日中支援を行う社会福祉法人等								負担割合	県1/2、市町村1/2								補助基準単価	生活介護利用		利用者一人当たり		2,900円/日					放課後等デイ利用		利用者一人当たり		1,900円/日				実施主体	市町村								補助対象	重症心身障がい児者等の短期入所による支援を行う社会福祉法人等								負担割合	県1/2、市町村1/2								補助基準単価	利用者一人当たり 6,700円/日								実施主体	社会福祉法人等								補助対象	生活介護事業所、グループホーム、短期入所事業所、放課後等デイサービス事業所において、重症心身障がい児者等を受け入れる社会福祉法人等								負担割合	県10/10								補助額	総事業費から社会福祉施設等施設整備事業の国庫補助基本額に4/3を乗じて得た額を除いた額の1/2							
実施主体	市町村																																																																																																																												
補助対象	重症心身障がい児者等の日中支援を行う社会福祉法人等																																																																																																																												
負担割合	県1/2、市町村1/2																																																																																																																												
補助基準単価	生活介護利用		利用者一人当たり		2,900円/日																																																																																																																								
	放課後等デイ利用		利用者一人当たり		1,900円/日																																																																																																																								
実施主体	市町村																																																																																																																												
補助対象	重症心身障がい児者等の短期入所による支援を行う社会福祉法人等																																																																																																																												
負担割合	県1/2、市町村1/2																																																																																																																												
補助基準単価	利用者一人当たり 6,700円/日																																																																																																																												
実施主体	社会福祉法人等																																																																																																																												
補助対象	生活介護事業所、グループホーム、短期入所事業所、放課後等デイサービス事業所において、重症心身障がい児者等を受け入れる社会福祉法人等																																																																																																																												
負担割合	県10/10																																																																																																																												
補助額	総事業費から社会福祉施設等施設整備事業の国庫補助基本額に4/3を乗じて得た額を除いた額の1/2																																																																																																																												



## 12目 障がい者自立支援事業費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
障がい者グループホーム夜間世話人等配置事業	12,244	12,244	0				12,244	
トータルコスト	13,818千円(前年度 13,832千円) [正職員: 0.2人]							
主な業務内容	補助金交付事務、事業者等との連絡調整							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
夜間世話人や生活支援員の配置に必要な経費を助成することにより、グループホーム等の設置の促進及び安全で質の高い運営を確保することで、障がい者の地域移行の促進を図る。								
2. 主な事業内容								
(1) 障がい者グループホーム夜間世話人配置事業補助金(6,829千円)								
区分	内容							
実施主体	グループホームを設置する社会福祉法人等							
間接補助事業主体	市町村							
内容	グループホームにおいて夜間支援体制を確保するために必要な経費と事業者が得る自立支援給付費との差額相当を補助する市町村に対し県がその一部を助成する。							
補助基準額	夜間支援の対象となる利用者ごとに下表の障害支援区分に応じた単価に支援日数を乗じて算出した額の合計							
	(1) 夜勤を行う夜間支援従事者を配置する場合							
	補助単価(単位: 円(日・人))							
障害支援区分	夜間世話人配置 4人:1以上	夜間世話人配置 5人:1	夜間世話人配置 6人:1					
区分5,6	570	460	380					
	(2) 宿直を行う夜間支援従事者を配置する場合							
	補助単価(単位: 円(日・人))							
障害支援区分	夜間世話人配置 4人:1以上	夜間世話人配置 5人:1	夜間世話人配置 6人:1					
区分1~6	680	540	450					
負担割合	県 1/2、市町村 1/2							
(2) 重度障がい児者グループホーム夜間生活支援員配置事業(5,415千円)								
区分	内容							
実施主体	グループホームを設置する社会福祉法人等							
間接補助事業主体	市町村							
内容	グループホームにおいて重症心身障がい児者等を支援する生活支援員を配置する事業者に対し、1:1相当の配置に必要な人件費から事業者が得る自立支援給付費との差額相当を補助する市町村に対し県がその一部を助成する。							
補助基準額	夜間生活支援員一人当たり 9,435円/日(1施設 支援員2名を上限とする)							
負担割合	県 1/2、市町村 1/2							

## 12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考								
				国庫支出金	起債	その他	一般財源									
介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修(特定の者対象)事業	1,730	1,730	0			(基金繰入金) 1,730										
トータルコスト	2,517千円(前年度2,524千円) [正職員:0.1人]															
主な業務内容	研修の委託実施、事業所登録、認定証発行															
工程表の政策目標(指標)	-															
事業内容の説明																
【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】																
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>社会福祉士及び介護福祉士法の改正により平成24年度から介護職員等によるたんの吸引等（口腔内、鼻腔内等のたん吸引や胃ろう、腸ろう等による経管栄養）が制度化された。たんの吸引等を必要とする特定の者に対しその必要とする特定の行為を適切に行うことができる介護職員等を養成するための研修を実施する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 介護職員等によるたん吸引等の実施のための研修</p> <p>ア 対象 特定の者に対したんの吸引等を実施しようとする福祉施設従事者等</p> <p>イ 定員 60人</p> <p>ウ 内容 (基本研修) ・ 重度障がい児者の障がいや支援に関する講義等 8時間 ・ たんの吸引等に関する演習 1時間 (実地研修) 実際に行為の対象となる特定の者に対し連続2回手引き書の手順どおりに実施できるようになるまで実地研修を行う。</p> <p>(2) 指導者養成事業 都道府県研修で講師、指導者を務める看護師等を養成する。</p> <p>(3) 喀痰吸引等研修実施委員会の開催 医師、看護師等で構成する委員会を開催し、研修実施計画、研修教材・講師、筆記試験問題等について審議する。</p>																
鳥取県グループホーム スプリンクラー等設置 促進事業	350	1,400	△1,050				350									
トータルコスト	1,137千円(前年度2,194千円) [正職員:0.1人]															
主な業務内容	補助金事務等															
工程表の政策目標(指標)	-															
事業内容の説明																
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>障がい者グループホームの利用者の安全性を確保するために有効であるスプリンクラー又は簡易型スプリンクラーの設置促進を図るため、施設を運営する社会福祉法人等が行う整備に対し支援を行う。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>簡易型スプリンクラーの設置費補助</p> <table border="1"> <tr> <td>実施主体</td> <td>社会福祉法人等</td> </tr> <tr> <td>補助対象</td> <td>スプリンクラーの設置が義務付けられておらず借家を活用したグループホーム又は国庫補助対象外のグループホームにおいて、簡易型スプリンクラーを設置する社会福祉法人等</td> </tr> <tr> <td>負担割合</td> <td>県 1/2、事業主体 1/2</td> </tr> <tr> <td>予算額</td> <td>350千円 (基準単価 70千円/室×10室×1/2)</td> </tr> </table>									実施主体	社会福祉法人等	補助対象	スプリンクラーの設置が義務付けられておらず借家を活用したグループホーム又は国庫補助対象外のグループホームにおいて、簡易型スプリンクラーを設置する社会福祉法人等	負担割合	県 1/2、事業主体 1/2	予算額	350千円 (基準単価 70千円/室×10室×1/2)
実施主体	社会福祉法人等															
補助対象	スプリンクラーの設置が義務付けられておらず借家を活用したグループホーム又は国庫補助対象外のグループホームにおいて、簡易型スプリンクラーを設置する社会福祉法人等															
負担割合	県 1/2、事業主体 1/2															
予算額	350千円 (基準単価 70千円/室×10室×1/2)															

## 12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考																								
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																									
鳥取県型強度行動障がい者入居等支援事業	4,640	6,408	△1,768				4,640																									
トータルコスト	6,214千円（前年度 7,996千円） [正職員：0.2人]																															
主な業務内容	補助金事務等																															
工程表の政策目標（指標）	-																															
事業内容の説明																																
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>障がい児施設等において強度行動障がい者が待機している状況を早期に解消すること及び保護者の負担、不安を軽減すること並びに手厚い支援体制により行動障がいの軽減を図り、グループホーム等への地域移行の流れを作ること及び重度の強度行動障がい者への支援を行うことのできる社会福祉法人等の裾野を増やすことを目的とする。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 新規入居支援事業</p> <p>障害者支援施設及びグループホームにおいて、新たに強度行動障がい者の居住支援を行う社会福祉法人等に対し、1：1相当の配置に係る人件費と事業者が得る自立支援給付費との差額相当を助成する。</p> <table border="1"> <tr> <td>実施主体</td> <td>市町村</td> </tr> <tr> <td>補助対象</td> <td>新たに強度行動障がい者の居住支援を行う社会福祉法人等</td> </tr> <tr> <td>負担割合</td> <td>県 1/2、市町村 1/2</td> </tr> <tr> <td>補助基準単価</td> <td>ア 障害者支援施設へ強度行動障がい者が新たに入居する場合 一人当たり所要額 240,000円/月 イ グループホームへ強度行動障がい者が新たに入居する場合 一人当たり所要額 介護サービス包括型 314,000円/月 (新設) 日中サービス支援型 260,000円/月</td> </tr> </table> <p>(2) グループホーム移行支援事業</p> <p>強度行動障がい者が障害者支援施設からグループホームへ移行した場合に、1：1相当の配置に係る人件費と事業者が得る自立支援給付費との差額相当を助成する。</p> <table border="1"> <tr> <td>実施主体</td> <td>市町村</td> </tr> <tr> <td>補助対象</td> <td>入所施設からグループホームへ、強度行動障がい者が新たに移行した場合に居住支援を行う社会福祉法人等</td> </tr> <tr> <td>負担割合</td> <td>県 1/2、市町村 1/2</td> </tr> <tr> <td>補助基準単価</td> <td>一人当たり所要額 介護サービス包括型 314,000円/月 (新設) 日中サービス支援型 260,000円/月</td> </tr> </table> <p>(3) 短期入所利用支援事業</p> <p>強度行動障がい者の短期入所への支援を行う社会福祉法人等に対し、1：1相当の配置に係る人件費と事業者が得る自立支援給付費との差額相当を助成する。</p> <table border="1"> <tr> <td>実施主体</td> <td>社会福祉法人等</td> </tr> <tr> <td>補助対象</td> <td>強度行動障がい者の短期入所への支援を行う社会福祉法人等</td> </tr> <tr> <td>負担割合</td> <td>県 1/2、市町村 1/2</td> </tr> <tr> <td>補助基準単価</td> <td>一人当たり所要額 12,000円/日</td> </tr> </table> <p>(4) ワーキンググループ設置事業</p> <p>強度行動障がい児者の地域移行を円滑に進めるとともに、二次障がいを抑制するための実務者及び有識者等を交えたワーキンググループを設置し、施策の検討に当たる。</p>									実施主体	市町村	補助対象	新たに強度行動障がい者の居住支援を行う社会福祉法人等	負担割合	県 1/2、市町村 1/2	補助基準単価	ア 障害者支援施設へ強度行動障がい者が新たに入居する場合 一人当たり所要額 240,000円/月 イ グループホームへ強度行動障がい者が新たに入居する場合 一人当たり所要額 介護サービス包括型 314,000円/月 (新設) 日中サービス支援型 260,000円/月	実施主体	市町村	補助対象	入所施設からグループホームへ、強度行動障がい者が新たに移行した場合に居住支援を行う社会福祉法人等	負担割合	県 1/2、市町村 1/2	補助基準単価	一人当たり所要額 介護サービス包括型 314,000円/月 (新設) 日中サービス支援型 260,000円/月	実施主体	社会福祉法人等	補助対象	強度行動障がい者の短期入所への支援を行う社会福祉法人等	負担割合	県 1/2、市町村 1/2	補助基準単価	一人当たり所要額 12,000円/日
実施主体	市町村																															
補助対象	新たに強度行動障がい者の居住支援を行う社会福祉法人等																															
負担割合	県 1/2、市町村 1/2																															
補助基準単価	ア 障害者支援施設へ強度行動障がい者が新たに入居する場合 一人当たり所要額 240,000円/月 イ グループホームへ強度行動障がい者が新たに入居する場合 一人当たり所要額 介護サービス包括型 314,000円/月 (新設) 日中サービス支援型 260,000円/月																															
実施主体	市町村																															
補助対象	入所施設からグループホームへ、強度行動障がい者が新たに移行した場合に居住支援を行う社会福祉法人等																															
負担割合	県 1/2、市町村 1/2																															
補助基準単価	一人当たり所要額 介護サービス包括型 314,000円/月 (新設) 日中サービス支援型 260,000円/月																															
実施主体	社会福祉法人等																															
補助対象	強度行動障がい者の短期入所への支援を行う社会福祉法人等																															
負担割合	県 1/2、市町村 1/2																															
補助基準単価	一人当たり所要額 12,000円/日																															

## 12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 在宅強度行動障がい者に対する在宅支援の効果検証事業	5,453	0	5,453				5,453	
トータルコスト	7,027千円（前年度0千円） [正職員：0.2人]							
主な業務内容	事業者等との連絡調整							
工程表の政策目標（指標）	-							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>強度行動障がい者の自宅を定期的に訪問し、障がいの特性を理解し支援の方法を検討することで、問題行動の減少を支援し、穏やかに過ごせるように環境調整を行い、強度行動障がい者が在宅で安心して生活できることを目的とする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>&lt;強度行動障がいとは&gt; 障害支援区分の判定における行動関連項目(11項目)が10点以上であり、自分の体を叩いたり食べられないものを口に入れる、危険に繋がる飛び出しなど本人の健康を損ねる行動、他人を叩いたり物を壊す、大泣きが何時間も続くなど周囲の人のくらしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態のことをいう。</p> </div> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 指導員が在宅の強度行動障がい者を1週間に1度程度訪問し、目立つ問題行動の把握と、改善方法を検討し、手引書にまとめる。</p> <p>(2) 地域（市町村、事業所内等）における事例の共有を行い、今後のグループホームによる支援等、在宅での支援に繋げていく。</p> <p>※指導員は強度行動障がい支援者養成研修専門研修の講師等を想定。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>※「強度行動障がい支援者養成研修専門研修」とは、強度行動障がいがある方の実際の支援困難事例を持ち寄り、強度行動障がいがある方の本人の特性や、支援方法等を検討するものであり、平成24年から鳥取県が独自に開催している研修</p> </div> <p>3 これまでの取組状況、改善点</p> <p>障害福祉サービス事業所の職員等を対象とした「強度行動障がい支援者養成研修」や入所者の地域移行を進めるための「強度行動障がい者入居支援事業」を実施しているほか、有識者等を交えた検討会を開催するなど、強度行動障がい者の効果的な支援に繋げるための取組を進めて来たが、現在自宅におられる方や、施設における利用者の高齢化、次世代の施設利用者のために、更なる環境整備として、在宅での生活を支える家族への支援が求められている。</p>								

## 12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
腎臓病患者サポート事業	328	328	0	164			164	
トータルコスト	1,115千円（前年度 1,122千円） [正職員：0.1人]							
主な業務内容	補助金事務等							
工程表の政策目標（指標）	-							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>鳥取県腎友会が行う腎臓病患者同士の情報交換、相談活動に係る経費を支援することにより、県内の腎臓病患者の療養生活の悩み事、生活の不安感を解消し、腎臓病患者が安心して生活できる社会環境を整える。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>腎臓病に関して生活、制度、医療の面で豊富な知識と見識がある相談員を、県内東・中・西部圏域に一人ずつ設置し、それぞれの圏域で月2回程度の相談会を開催する。</p>								
障がい者のためのパソコンボランティア養成・派遣事業	3,286	3,286	0	1,643			1,643	
トータルコスト	4,073千円（前年度 4,080千円） [正職員：0.1人]							
主な業務内容	事業者の選定及び委託契約業務、委託事業者との連絡調整							
工程表の政策目標（指標）	-							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>障がい者のパソコン使用に際し、パソコンの使用方法等について指導等を行うパソコンボランティアを養成し、個々の障がい者の要望に応じて派遣することにより、障がい者の情報バリアフリーを推進し、社会参加の促進を図る。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>鳥取県から委託を受けた事業実施者が、パソコンボランティアの養成を行い、障がい者等（保護者、支援者を含む）からの派遣申し込みを受け、パソコンに関する指導等を行うため、障がい者宅にパソコンボランティアを派遣する。</p>								
重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業	19,196	19,196	0	12,797			6,399	
トータルコスト	19,983千円（前年度 19,990千円） [正職員：0.1人]							
主な業務内容	補助金交付事務、市町村との連絡調整等							
工程表の政策目標（指標）	-							
事業内容の説明								
<p>障がい福祉サービスのうち、訪問系サービスの給付額が自立支援給付費の国庫負担基準額の上限を超えている市町村に対し、国庫負担基準を超過する金額の範囲内で費用を助成する。</p> <p>補助率：県3/4（国1/2、県1/4。残り1/4は市町村負担）</p> <p>※訪問系サービス：居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護</p>								

## 12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
障がい児・者地域生活体験事業	1,519	1,519	0				1,519	
トータルコスト	2,306千円（前年度 2,313千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	補助金交付事務、事業所・市町村との調整等							
工程表の政策目標（指標）	—							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
在宅で生活する障がい児・者が、地域で自立した社会生活が営めるよう、生活体験ホームを利用し、自立に向けた生活技術の習得や自立意欲を引き出すための生活体験を行う。								
2. 主な事業内容								
障がい児・者の地域生活移行のために一戸建て住宅等(生活体験ホーム)を利用して、生活体験の場を確保して事業を実施する社会福祉法人等に対して、その運営経費を補助する市町村に助成する。								
区分	内 容							
実施主体	生活体験ホームを運営する社会福祉法人、特定非営利活動法人、医療法人等							
利用者	県内に居住している在宅の障がい児者							
補助基準額	【補助単価】							
	利用者一人当たり 日額単価	4,270円/日(人件費相当) (補助基準額は県の会計年度任用職員単価の日額単価に基づくもの)						
	家賃補助額	330,000円(1施設あたり、上限額)						
	施設利用日数 利用者一人当たり日帰り～3ヶ月まで							
負担割合	県 1/2、市町村 1/2							
事業所数(※)	3箇所							
(※) 生活体験ホームの基準を満たした事業所であり、あらかじめ県が指定する。								
前年度からの変更点：市町村から要望に基づき、令和2年度より日帰りも利用対象期間に含めることとする。								
障がい者等歯科医療技術者養成事業	948	330	618	474			474	
トータルコスト	1,735千円（前年度 1,124千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	委託契約・検査事務、補助金事務							
工程表の政策目標（指標）	—							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
障がいの特性等により、歯科保健医療サービスを受けることが困難な障がい者の口腔の健康の保持を推進するため、それぞれの障がいの状態に応じた対応に必要な知識や技術を有する歯科専門職（歯科医師及び歯科衛生士）を育成する。								
2 主な事業内容								
(1) 障がい者等歯科医療技術者養成講座（継続） 330千円								
日本障害者歯科学会の指導医を招聘し、県内の歯科医を対象に障がい者歯科診療についての講習会を開催し、また臨床指導において指導を行う。（年2回開催）								
（委託先：一般社団法人鳥取県歯科医師会）								
(2) 障がい者施設における口腔機能調査研究事業（新規） 618千円								
①障がい者支援施設、グループホーム等に対するアンケートの実施								
日頃の口腔ケアの取組や日常生活等について、各施設にアンケートを実施する。								
②口腔健診の実施（6施設程度）								
アンケート回答施設から抽出した障害福祉サービス施設へ歯科医師及び歯科衛生士を派遣して口腔健診を実施。								
③調査報告書の作成・公表								
②の結果及び今後の障害福祉サービス利用者への口腔ケアについて、報告書を作成し、公表する。								
（委託先：一般社団法人鳥取県歯科医師会）								

## 12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
障がい福祉交流・発信事業	2,232	1,654	578				2,232	
トータルコスト	4,593千円（前年度 4,035千円） [正職員：0.3人]							
主な業務内容	委託契約、補助金交付事務等							
工程表の政策目標（指標）	-							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
<p>民間事業者にて確保されている仮設の多目的トイレ（バリアフリー、人工肛門・人工膀胱保有者対応）2台について、災害発生時の避難所や市町村が行う避難訓練、県が主催等で行うイベント会場に設置するために必要となる経費を措置することでこの活用を図る。</p> <p>加えて、ユニバーサルな移動手段であるUDタクシーを活用し、障がい者をはじめとする交通弱者の更なる利用促進に繋げることが重要である。</p> <p>そのため、これまで移動手段等に課題があった障がい者等のためにイベント主催者等がUDタクシーを一定台数借り上げ、イベントなどに参加しやすくすることで、地域とのつながりを推進する。</p> <p>この二つのバリアフリーに関する取組を進めることで、障がい者等が安心して参加できる社会環境の整備を進める。</p> <p>韓国江原道交流事業は、韓国側障がい福祉関係者と本県障がい福祉関係者との交流により、相互理解と友好を深め、本県の障がい福祉施策の一層の発展を図るため、江原道への関係者派遣に係る経費の一部を県が負担するものである。</p>								
2 主な事業内容								
(1) 多目的トイレ利用促進事業（1,154千円）								
障がい者が安心して行動するための環境整備の一環として、災害が発生した際の避難所や、市町村が行う防災訓練、県関係のイベント会場に、多目的トイレの貸出を行う。								
(2) イベント参加UDタクシー利用促進モデル事業（500千円）								
イベント主催者がUDタクシーを借り上げて、日頃外出困難な障がい者や高齢者が参加しやすくするシステムを作った場合に、UDタクシーの料金を補助する。								
事業主体	一定程度の動員が見込まれる中・大規模イベントの主催者							
対象経費	イベント開催中のタクシー借り上げ経費							
(3) 障がい者福祉関連鳥取県・江原道交流事業（隔年）（578千円）								
江原道と鳥取県内の障がい福祉関係者の交流を促進することにより、相互理解と友好を深め、本県の障がい福祉施策の一層の発展を図る。								

## 12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
親亡き後の安心サポート体制構築事業	3,511	3,511	0				3,511	
トータルコスト	4,298千円（前年度 4,305千円） [正職員：0.1人]							
主な業務内容	委託契約事務等							
工程表の政策目標（指標）	-							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>障がい者やその保護者の高齢化が年々進んでいる状況にある中、主として知的障がい（児）者の「親亡き後」の不安や悩みを少しでも取り除くツールとして、平成25年度から平成27年度にかけて鳥取県手をつなぐ育成会へ委託し、保護者が健在なうちに、障がいのある我が子の支援を段階的に関係機関等へ託していくための引継書である「安心サポートファイル」を作成したところである。</p> <p>このファイルを着実に全県的な普及と活用を図るため継続して普及員の設置及び養成や、普及員や関係機関等との連絡調整を進めるコーディネーターを配置する。</p>								
<p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 安心サポートファイルの普及の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コーディネーターの配置</li> <li>・普及拡大のための説明会開催等</li> </ul> <p>(2) 親亡き後に向けて必要とされる支援について検討する取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・検討委員会開催</li> </ul>								
鳥取県障がい児者自発的活動支援事業	1,000	1,000	0	500			500	
トータルコスト	2,574千円（前年度 2,588千円） [正職員：0.2人]							
主な業務内容	補助金業務等							
工程表の政策目標（指標）	-							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>在宅の障がい児者の福祉の増進又は社会参加を図る事業を行う県内の団体等に対して、その経費の一部を助成する。</p>								
<p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 対象団体</p> <p>在宅の障がい児者、その保護者及び支援者で構成する10名以上の団体。 ただし、参加障がい児者が複数の市町村に及ぶ場合に限る。</p> <p>(2) 対象事業及び上限額</p> <p>①自発的レク事業（1事業あたり上限100千円） 補助事業者の構成員である在宅の障がい児者等の福祉の増進又は社会参加を図る事業を実施</p> <p>②地域づくり交流促進事業（1事業あたり上限250千円） 補助事業者の構成員である在宅の障がい児者等と健常者の交流を図る事業を実施</p> <p>(3) 対象経費</p> <p>報償費、旅費、宿泊費、需用費（賞品代、景品代及び性質・形状を変えことなく長期間にわたって継続使用に耐える物品の購入経費は除く）、役務費、使用料及び賃借料</p> <p>(4) 補助率</p> <p>県1/2、国1/2</p>								



## 12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
地域生活支援事業(市町村地域生活支援事業費補助金)	172,683	172,683	0				172,683	
トータルコスト	175,831千円（前年度 175,858千円） [正職員：0.4人]							
主な業務内容	補助金交付事務、市町村との連絡調整等							
工程表の政策目標（指標）	-							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
<p>障害者総合支援法により、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう地域の特性や利用者の状況に応じて市町村が実施する地域生活支援事業に要する費用について、その一部を法に基づき補助するものである。（実施主体：市町村、負担割合：国 1/2、県 1/4、市町村 1/4）</p>								
2 主な事業内容								
＜市町村が実施する主な事業内容＞								
理解促進研修・啓発事業								
障がい者等の理解を深める研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを行う。								
自発的活動支援事業								
障がい者等、その家族、地域住民等による自発的な取組を支援する。								
相談支援事業								
障がいのある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供等や権利擁護のために必要な援助を行う。また、自立支援協議会を設置し、地域の相談支援体制やネットワークの構築を行う。								
成年後見制度利用支援事業								
障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有効であると認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援する。								
意思疎通支援事業								
聴覚・言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等とその他の人との意思疎通を仲介する手話通訳や要約筆記、点訳を行う者の派遣を行う。								
日常生活用具給付等事業								
重度の障がい者に対し自立生活支援用具等の日常生活用具の給付又は貸与を行う。								
手話奉仕員養成研修事業								
聴覚障がい者等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成研修を実施する。								
移動支援事業								
屋外で移動が困難な障がい者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促す。（個別支援、グループ支援、車両移送型）								
地域活動支援センター機能強化事業								
障がい者等に対し、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能の充実強化を図る。								
障害者虐待防止対策支援事業								
障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、地域における関係機関等の協力体制の整備や支援体制の強化を図る。								

## 12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
地域生活支援事業（相談支援体制強化事業）	2,275	2,075	200	662			1,613	
トータルコスト	12,506千円（前年度 12,394千円）〔正職員：1.3人〕							
主な業務内容	県地域自立支援協議会の運営業務等							
工程表の政策目標（指標）	-							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>障がい者等が地域で自立した日常生活又は社会生活を営むため、相談支援体制を整備するなど、広域的な支援を行う。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 自立支援協議会運営事業等（750千円）</p> <p>有識者・保護者・各圏域自立支援協議会委員からなる県地域自立支援協議会について、全体会、専門部会を開催し、広域的な障がい福祉サービス等に関する課題を協議・検討する。</p> <p>(2) 地域生活支援拠点推進等のための計画策定等の支援（342千円）</p> <p>令和2年度は鳥取県障がい者プランで掲げている「地域生活支援拠点」の整備の最終年であるため、先進地の講師招へいや他県視察の経費を支援し、整備に向けた動きを促進する。また、市町村地域自立支援協議会を核とした地域の相談支援体制を活性化させるためにアドバイザーを派遣し、市町村等へ課題解決等に向けた技術的助言を行い、各圏域の地域課題のアセスメントを行う。</p> <p>(3) 身体・知的障害者相談員活動強化事業（1,183千円）</p> <p>市町村が設置する身体・知的障害者相談員に対する研修を実施し、相談員の資質の向上を促進し、活動の強化を図る。</p>								

## 12目 障がい者自立支援事業費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
地域生活支援事業(障がい者福祉従業者等研修事業)	27,107	25,215	1,892	13,554			13,553	
トータルコスト	30,255千円(前年度29,978千円) [正職員:0.4人]							
主な業務内容	研修の委託実施、国研修への派遣、修了証書交付事務							
工程表の政策目標(指標)	-							

## 事業内容の説明

## 1 事業の目的・概要

障害福祉サービスを提供する者等を対象に、人材の育成、サービス等の質の向上を目的とした各種研修を実施する。また、障害者支援施設等において、専門性や高度な技術を必要とする強度行動障がい者等の支援を適切に提供するため、支援の方法や技術の向上を図る。

## 2 主な事業内容

## (1) 研修の実施にかかる費用(25,215千円) 国庫1/2

障害福祉サービスを提供する者等に対する人材の育成、サービス等の質の向上を目的とした各種研修を実施する。(委託事業) (単位:千円)

区 分	予算額	事業内容
サービス提供責任者等研修	3,077	指定居宅介護事業所のサービス提供責任者や実務経験が3~5年の従事者等を対象に、サービスの質の確保に必要な知識及び技能を習得することを目的とする研修を実施する。
サービス管理責任者等研修	7,158	サービス管理責任者及び児童発達管理責任者になる者の養成、現任のサービス管理責任者等の支援技術向上のための研修を実施する。
障害者支援施設等職員研修	1,313	県内の障害者支援施設の職員等を対象に、現在障害者支援施設内で課題となっている事案に対し、支援方法の内容等に関する研修を実施する。
強度行動障がい支援者養成研修(基礎研修/実践研修)(行動援護従業者養成研修を兼ねる)	2,557	従事者全般を対象に、強度行動障がいの特性や制度の理解、基本的な支援技術を習得するための研修を実施する。また、基礎研修修了者を対象に実践的な支援技術の習得や専門性向上のための研修を実施する。
障がい者グループホーム世話人等研修	921	障がい者グループホーム等において、障がい者に対して直接支援を行う世話人の資質(専門性)を向上するための研修を実施する。
同行援護従業者養成研修	1,875	同行援護事業所のサービス提供責任者や従事者等に対し、サービスに必要な知識及び技術を習得するための研修を実施する。
相談支援従事者研修	7,093	相談支援事業の従事者の技能向上を図るため、初任者研修、現任研修及び専門コース別研修を実施する。また、令和2年度から新たに地域づくり、人材育成、困難事例への対応など中核的な役割を担う主任相談支援専門員を養成する研修を実施する。
障害支援区分認定調査員等研修	1,221	障害支援区分認定調査員及び市町村審査会委員に対し養成・現任研修を実施する。
合 計	25,215	

## (2) 指導者養成研修等への派遣(1,668千円) 国庫1/2

県が実施する研修の指導者(講師)を養成するために、国が実施する研修に受講者を派遣する。

研修名	派遣人数	予算額
相談支援従事者指導者養成研修	4名	376千円
サービス管理責任者等指導者養成研修	6名	564千円
強度行動障がい指導者養成研修(基礎)	2名	170千円
強度行動障がい指導者養成研修(実践)	2名	170千円
主任相談支援専門員養成研修	3名	315千円
障害支援区分認定調査員研修指導者養成研修	1名	73千円
合 計	18名	1,668千円

## (3) 障がい福祉サービス質の向上支援事業(224千円) 国庫1/2

提供する障害福祉サービスの質の向上のため、事業者が実施する処遇困難事案に係る事例検討・事例研究等に必要経費(アドバイザー招致に係る費用等)、法人・事業所等が自ら企画する研修会や国立のぞみの園等が主催する研修会への参加に係る費用等に対し補助金を交付する。

## 12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
地域生活支援事業（高次脳機能障がい者支援普及事業）	5,056	4,662	394	2,528			2,528	
トータルコスト	12,139千円（前年度 11,806千円）〔正職員：0.9人〕							
主な業務内容	研修会の開催、総括的相談対応、委託契約事務等							
工程表の政策目標（指標）	-							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
高次脳機能障がいのある方の支援体制の充実を図るため、以下を目的に実施する。								
(1) 高次脳機能障がい者支援拠点機関を設置し、高次脳機能障がいに対する相談対応、医療から福祉、地域への一貫した支援体制を確立するためのネットワークの充実を図る。また、令和2年度は、本県において高次脳機能障がい地域支援ネットワーク中国ブロック協議会及び研修会を開催し、地域支援ネットワークの充実を図る。								
(2) 研修会等を通して必要な人材育成を行うとともに、普及啓発を行い、広く高次脳機能障がいへの理解を進める。								
2 主な事業内容								
区分	事業内容							予算額
高次脳機能障がい者支援事業 （国1/2、県1/2）	「高次脳機能障がい者支援拠点機関」を設置の上、相談支援コーディネーター（精神保健福祉士）を1名配置し、以下の業務を実施する。 ①相談対応及び関係機関との連絡調整 ②専門研修の開催 ③高次脳機能障がい者の支援に係る関係機関のネットワークの充実 ④関係機関の支援状況の把握及び情報提供 ⑤高次脳機能障がいの普及啓発 ⑥ドライビングシミュレーターを活用した運転評価 ⑦高次脳機能障がい地域支援ネットワーク中国ブロック協議会及び研修会の開催等 〔委託先：医療法人十字会野島病院〕							4,984
高次脳機能障がい支援連携強化事業 （国1/2、県1/2）	圏域ごとに、市町村福祉担当課、障がい者相談支援事業所、医療関係者、高次脳機能障がい者家族会等高次脳機能障がいのある方の支援に携わる職員を対象に、事例検討、意見交換会等を実施し、支援者のネットワークの充実を図る。							72
合 計							5,056	

## 12目 障がい者自立支援事業費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
地域生活支援事業(障がい者社会参加促進事業)	12,508	12,543	△35	6,196			6,312	
トータルコスト	14,082千円(前年度 14,131千円) [正職員: 0.2人]							
主な業務内容	指導者研修受講者選定事務、委託契約事務、受託者との打ち合わせ、事業内容広報等							
工程表の政策目標(指標)	-							
1 事業の目的・概要								
障がいのある方が社会の構成員として地域の中で生活を送ることができるよう、社会参加促進のための各種事業を実施する。								
2 主な事業内容 (単位: 千円)								
区 分	予算額	内 容						
補助犬育成事業(国1/2)	2,187	補助犬(盲導犬・介助犬・聴導犬)を育成し補助犬を必要とする身体障がい者へ貸与する。また、補助犬ユーザーに対して予防接種代を助成する。 〔委託先: 視覚障がい者関係団体〕						
障害者社会参加推進センター設置事業(国1/2)	4,636	障害者社会参加推進センターを設置し、相談、啓発、生活環境改善等の各種事業を行う。 〔委託先: 社会福祉法人鳥取県身体障害者福祉協会〕						
視覚障がい者移動支援従事者資質向上研修の旅費支給(国1/2)	199	視覚障がい者移動支援事業に従事している者の資質向上研修の受講者を選定し、受講者へ旅費を支給する。 〔県直営〕						
知的障がい者レクリエーション教室開催事業(国1/2)	1,400	知的障がい者等が行う各種レクリエーションの開催に要する経費を補助する。 〔実施主体: 一般社団法人鳥取県手をつなぐ育成会〕						
知的障がい者本人大会開催事業(国1/2)	200	知的障がい者本人が企画運営して行う「本人大会」の開催に要する経費を補助する。 〔実施主体: 一般社団法人鳥取県手をつなぐ育成会〕						
心の輪を広げる体験作文・障害者週間ポスター募集・表彰(単県)	114	内閣府と共催で、県内から心の輪を広げる体験作文及び障害者週間のポスターを募集し、優秀な作品は知事表彰を行う。〔県直営〕						
鳥取県手をつなぐスポーツ祭り開催事業(国1/2)	2,200	知的障がい児者がスポーツを通じて、健康増進と体力向上を図り、社会参加を促進するため「手をつなぐスポーツ祭り」の開催に要する経費を補助する。 〔実施主体: 一般社団法人鳥取県手をつなぐ育成会〕						
依存症家族教室開催事業(国1/2)	307	依存症者の家族を対象に依存症に関する学習会及び意見交換会(ピアカウンセリング)を開催する。〔県直営〕						
精神障がい者地域移行サポート事業(国1/2)	310	地域移行後の精神障がい者を見守り、彼らが、地域で継続して社会生活を送ることができるよう手助けする「地域移行サポーター」を養成し、支援活動を行うボランティア組織を支援する。 〔実施主体: 県内で活動するボランティア組織〕						
精神保健福祉普及啓発事業(国1/2)	955	精神障がい者に対する正しい知識の普及啓発等を図るため、「心の健康フォーラム」及び「こころの健康啓発事業」を開催する。〔県直営〕						
合 計	12,508							

## 12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考																																																			
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																																																				
地域生活支援事業（障害者就業・生活支援事業）	30,628	28,447	2,181	15,314			15,314																																																				
トータルコスト	31,415千円（前年度 29,241千円） [正職員：0.1人]																																																										
主な業務内容	委託契約事務、会議出席等																																																										
工程表の政策目標（指標）	-																																																										
事業内容の説明																																																											
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>就業と密接不可分である日常生活の安定を確立し、障がい者雇用の促進及び就業の安定を図るため、障害者就業・生活支援センターに生活支援員を1名ずつ配置し、センターに登録している障がい者に対して、日常生活や社会生活を営む上で必要な相談・支援を行うとともに、発達障がい者就労・生活支援員を1名ずつ配置（中部：0.5人役）し、近年増加傾向にある発達障がい者に重点を置いて、就労面や生活面で必要な相談・支援を行う。</p> <p>また、特別支援学校の卒業生等働くことを希望する障がい者が、一般企業や就労継続支援事業所等、それぞれの能力に応じた働く場に円滑に結び付くようコーディネートする「アセスメント（就労評価）・調整支援員」を西部圏域の障害者就業・生活支援センターに配置する。（1人役）</p>																																																											
<p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 委託先</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>圏域</th> <th>東部</th> <th>中部</th> <th>西部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業所名</td> <td>障害者就業・生活支援センターしらはま</td> <td>障害者就業・生活支援センターくらし</td> <td>障害者就業・生活支援センターしゅーと</td> </tr> <tr> <td>実施主体</td> <td colspan="2">社会福祉法人鳥取県厚生事業団</td> <td>社会福祉法人あしーど</td> </tr> </tbody> </table>								圏域	東部	中部	西部	事業所名	障害者就業・生活支援センターしらはま	障害者就業・生活支援センターくらし	障害者就業・生活支援センターしゅーと	実施主体	社会福祉法人鳥取県厚生事業団		社会福祉法人あしーど																																								
圏域	東部	中部	西部																																																								
事業所名	障害者就業・生活支援センターしらはま	障害者就業・生活支援センターくらし	障害者就業・生活支援センターしゅーと																																																								
実施主体	社会福祉法人鳥取県厚生事業団		社会福祉法人あしーど																																																								
<p>(2) 障害者就業・生活支援センターについて</p> <p>&lt;人員配置状況&gt; (人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>所管</th> <th>財源</th> <th>東部</th> <th>中部</th> <th>西部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>就業支援員</td> <td>労働局</td> <td>国委託</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>生活支援員</td> <td rowspan="3">障がい福祉課</td> <td>国 1/2</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>発達障がい者就労・生活支援員</td> <td>国 1/2</td> <td>1</td> <td>0.5</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>アセスメント・調整支援員</td> <td>国 1/2</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>職場開拓支援員</td> <td>商工労働部</td> <td>単県</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>業務補助員</td> <td>雇用人材局</td> <td>単県</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>定着支援員</td> <td>雇用政策課</td> <td>単県</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td colspan="3">計</td> <td>9</td> <td>7.5</td> <td>9</td> </tr> </tbody> </table> <p>※太線枠内が本事業による人員配置</p>								区分	所管	財源	東部	中部	西部	就業支援員	労働局	国委託	4	3	3	生活支援員	障がい福祉課	国 1/2	1	1	1	発達障がい者就労・生活支援員	国 1/2	1	0.5	1	アセスメント・調整支援員	国 1/2	-	-	1	職場開拓支援員	商工労働部	単県	1	1	1	業務補助員	雇用人材局	単県	1	1	1	定着支援員	雇用政策課	単県	1	1	1	計			9	7.5	9
区分	所管	財源	東部	中部	西部																																																						
就業支援員	労働局	国委託	4	3	3																																																						
生活支援員	障がい福祉課	国 1/2	1	1	1																																																						
発達障がい者就労・生活支援員		国 1/2	1	0.5	1																																																						
アセスメント・調整支援員		国 1/2	-	-	1																																																						
職場開拓支援員	商工労働部	単県	1	1	1																																																						
業務補助員	雇用人材局	単県	1	1	1																																																						
定着支援員	雇用政策課	単県	1	1	1																																																						
計			9	7.5	9																																																						

## 12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
地域生活支援事業（生活訓練事業）	4,165	4,165	0	2,082			2,083	
トータルコスト	5,739千円（前年度 5,753千円） [正職員：0.2人]							
主な業務内容	委託契約事務、意見交換会・会議、関係団体との連絡調整等、協議・紹介・相談業務							
工程表の政策目標（指標）	—							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
障がい者に対し、日常生活上必要な訓練・指導等を行うことにより、その生活の質的向上や社会参加の促進を図る。								
2 主な事業内容								
（負担割合：国 1/2、県 1/2）								
（単位：千円）								
区分	委託先		内容				予算額	
視覚障がい者生活訓練事業	公益社団法人鳥取県視覚障害者福祉協会		歩行、家事、点字、福祉機器・社会資源の活用方法、家庭生活（生活設計、育児等）等の講習会等を開催する。				992	
中途視覚障がい者生活訓練事業	社会福祉法人鳥取県ライトハウス		失明による不安の除去のため、相談・ピアカウンセリング（障がい者の不安を取り除く面談）、歩行訓練、点字講習等を実施する。				345	
聴覚障がい者日常生活訓練事業	社会福祉法人鳥取県身体障害者福祉協会		聴覚障がいのある方に対して、コミュニケーションや社会生活、職業生活、家庭生活等に関する講習を開催する。				942	
オストメイト日常生活訓練事業			ストマ（いわゆる人工肛門）装着訓練やオストメイト（ストマを装着した人）に対する社会生活訓練を講習会等を通じて行う。				389	
音声機能障がい者発声訓練・指導者養成事業			音声機能を喪失した者に、食道発声訓練等の訓練を行う。また、発声訓練の指導者を育成する。				744	
在宅重度障がい者社会参加促進事業			筋ジストロフィーによる重度の障がい者の健康維持と生きがいを高めるため、医療相談・集団指導等を実施する。				600	
日常生活訓練事業			身体障がい者を対象として、補装具装着訓練やその他日常生活上必要な事項について専門的指導等を行う。				153	
合計							4,165	
地域生活支援事業（盲人ホーム運営費補助金）	6,551	6,822	△271	3,275			3,276	
トータルコスト	7,338千円（前年度 7,616千円） [正職員：0.1人]							
主な業務内容	補助金交付事務、運営法人との連絡調整等							
工程表の政策目標（指標）	—							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
あん摩師免許等を有する視覚障がい者であって、自営し、又は雇用されることの困難な者に就労の場を提供するとともに、必要な技術の指導を行う盲人ホームの運営に要する経費を助成することにより、視覚障がい者の自立更生を図る。								
2 主な事業内容								
社会福祉法人鳥取県ライトハウスが設置する盲人ホームに対して運営費を助成する。								
（負担割合：国 1/2、県 1/2）								
【施設概要】								
区分	内容							
施設名	鳥取県ライトハウス盲人ホーム							
所在地	米子市皆生温泉三丁目 18-3							
主な業務	あん摩師免許、はり師免許又はきゅう師免許を有する視覚障がい者への就労場所の提供							

## 12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
障がい者一般就労移行支援事業	2,319	2,499	△180	437			1,882	
トータルコスト	3,893千円（前年度4,087千円）〔正職員：0.2人〕							
主な業務内容	委託契約事務、実習謝金の支払い、一般就労移行調査、各種会議への出席等							
工程表の政策目標（指標）	-							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
(1) 障がい者の就労支援を効果的に推進するため、障害福祉サービス事業所、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の地域の社会資源が連携し、各障がい福祉圏域における障がい者の就労支援ネットワークを構築する。								
(2) 障がい者の就労支援を効果的に推進するため、就労支援の現状や課題等について、関係者が理解を深め共に考えるためのセミナーや就労支援機関の職業指導員等のスキルアップを図るためのワークショップ等を開催する。								
(3) 障害福祉サービス事業所を利用する障がい者の職場実習を活性化し、一般就労を促進することを目的として、実習の受入企業等に対して謝金を支給し、実習受講者に対して奨励金を支給する。								
(4) 県内の就労移行支援及び就労継続支援事業所の職員が、県外の先進的な取組をしている就労移行支援事業所に研修派遣された場合、研修受入事業所に対して謝金を支給し、研修受講者に対して奨励金（旅費相当額）を支給する。								
2 主な事業内容								
(1) 障がい者一般就労移行ネットワーク会議								
内 容	障害者就業・生活支援センターを運営する法人に委託して、各障がい保健福祉圏域で関係機関による連絡調整会議・研修会を開催する。							
予算額	733千円（単県）							
(2) 就労移行・定着支援セミナー開催事業								
内 容	<対象者> 障害福祉サービス事業所等の支援員、職場適応援助者養成研修終了者（特別支援学校、企業を含む。）、就労相談・障がい者雇用に関わる方、企業・団体等 <内容（想定）> ア 基調講演 支援における視点と姿勢、就労移行・定着の課題などの講演 イ 実践報告							
予算額	875千円（国1/2、県1/2）							
(3) 実習受入謝金等の支給								
内 容	障害福祉サービス事業所利用者（実習受講者）の実習を受入れた企業等に対して謝金を支給し、実習受講者に対して奨励金を支給する。（但し、3日以上の実習に限る。） <謝金・奨励金の単価> ア 受入企業等への謝金 …実習1日当たり1,000円 イ 実習受講者への奨励金 …実習1日当たり1,000円							
予算額	531千円（単県）							
(4) 研修受入謝金等の支給								
内 容	県内の就労移行支援及び就労継続支援事業所の職員が、県外の先進的な取組をしている就労移行支援事業所に研修派遣された場合、研修受入事業所に対して謝金を支給し、研修受講者に奨励金（旅費相当額）を支給する。（県内で1名） <謝金・奨励金の単価> ア 受入事業所への謝金 50千円×1事業所=50千円 イ 研修受講者への奨励金 130千円×1人=130千円 ※130千円上限（東京都：5泊6日想定）							
予算額	180千円（単県）							



## 12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
農福連携推進事業	12,938	15,647	△2,709	12,788			150	
トータルコスト	23,956千円（前年度 26,760千円）〔正職員：1.4人〕							
主な業務内容	農福連携マッチング業務、プロジェクトチーム（各福祉圏域）の開催等							
工程表の政策目標（指標）	障がいのある方の工賃の向上							

## 事業内容の説明

## 1 事業の目的・概要

農業者と就労系障害福祉サービス事業所のマッチングを行い、安定的な受注促進、受託農作業の円滑実施のための支援を行う。

## 2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	内容	予算額
農福連携マッチング機能	農業者と就労系障害福祉サービス事業所の受委託を円滑に行うため、東中西の各圏域にコーディネーターを1名ずつ配置する。 ＜業務内容＞ ・農業者、障害福祉事業所双方のニーズ把握及び農福への取組勧奨 ・農作業の情報収集及び障害福祉事業所が受注しやすい農作業の提案 ・農作業のマッチング、契約支援等	職員人件費（福祉保健課）で予算措置
共同発注を行う農家グループへの謝金	就労系障害福祉サービス事業所が年間を通じた農作業を受託できるよう、共同発注を積極的に進める農家に謝金を支給する。	150
農作業の助言・指導等を行う農業技術支援員への謝金	就労系障害福祉サービス事業所が農家から受託した農作業を円滑に実施出来るよう、助言・指導等を行う農業技術支援員に謝金を支給する。	497 (国10/10)
農福連携による地域づくり事業	農福連携を通じた地域の課題解決や活性化等の仕組みをつくり、障がい者が安定的・継続的に関われる仕事を創出する事業を実施する。これまでの事業所単位の取組から、地域に根差した持続的な地域単位の取組へと発展させるため、新たに鳥取県障害者就労事業振興センターにコーディネーターを1名増員し、SDGsの視点を取り入れたセミナーの開催や地域のネットワークの形成等による新たな連携事業の創出や展開を図る。 また、農福連携マルシェ（ごきげんマルシェ）の開催、県内外マルシェへの出店支援等を行う。	12,291 (国10/10)

## 3 これまでの取組状況、改善点

- 平成22年度から、全国に先駆けた取組として、各圏域に農福連携コーディネーターを配置し、農業者と障がい福祉サービス事業所による農作業の受委託のマッチングを実施している。平成22年度から30年度の9年間で、約900件の農作業をマッチングし、5,500万円を上回る作業料金が事業所に支払われた。

	H30	H29	H28	H27	H26
マッチング（件）	184	128	112	121	80
作業料金（千円）	12,189	7,822	5,483	6,325	4,056

- 平成28年度から、事業所の利用者が生産等に携わった農産物、農産加工品等を販売する農福連携マルシェ（ごきげんマルシェ）を開催するとともに、単なる販売会でなく、専門家のアドバイス等による商品のブラッシュアップや様々な分野の人の交流による新たな商品開発や販路開拓等の場としている。
- 平成30年度から、農福連携による地域の課題解決や活性化等を図るとともに、障がい者の安定的、継続的な仕事を創出するモデル事業の構築に向けて、鳥取県障害者就労事業振興センターに配置したコーディネーターによる事業所支援や専門家派遣等を実施している。

## 12目 障がい者自立支援事業費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考								
				国庫支出金	起債	その他	一般財源									
とっとりモデルの共同受注体制構築事業	14,447	13,660	787				14,447									
トータルコスト	19,169千円 (前年度 18,423千円) [正職員: 0.6人]															
主な業務内容	委託契約事務、委託者との連絡調整等															
工程表の政策目標 (指標)	障がいのある方の工賃の向上															
事業内容の説明																
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>平成30年度からの第3期工賃向上計画を踏まえ、ワークコーポとっとり(※)でのさらなる高工賃作業の提供や参加事業所の拡充を図る。</p> <p>※ワークコーポとっとり          単独の障害福祉サービス事業所では処理することができない企業等からの受託作業の大量受注案件を処理するため、複数の事業所が一緒になって作業を行う共同作業場として、平成27年に設置(全国初)</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 共同作業場の運営 (14,147千円)          受託作業確保のための企業営業、施設外就労により共同作業場を利用する事業所のマッチング、受託数量と作業数量とのバランスをふまえた生産調整、共同作業場の利用促進等からなる運営を行う。          ・共同作業場運営のための人役(3名)の配置          ・建物・機材の維持管理          ・企業や事業所との調整、生産や出荷の管理等</p> <p>(2) 共同作業場の実習にかかる奨励金(300千円)          中・西部も含めた共同作業場の作業内容を広く理解してもらい、より多くの事業所の参加を推進するため、共同作業場における実習に新たに参加した事業所に対して奨励金を支給する。          1日3,000円/1事業所×最大10日×10事業所=300千円</p> <p>3 これまでの取組状況、改善点</p> <p>鳥取県では、工賃水準を平成18年度の約11,000円から33,000円以上にすることを目指して、工賃3倍計画を策定。平成30年度の月額平均工賃は19,511円で、計画策定時から約54%上昇した。          また、平成30年4月に中部地域(倉吉市)に社会福祉法人慶光会が運営する地域はたらくセンターが開所したことで、東部地域(鳥取市)のワークコーポとっとり、西部地域(大山町)で特定非営利活動法人ライブが水福連携の共同作業場として運営する御崎漁港内の加工場とあわせ、県内3地域に共同作業場の展開が図られた。          平成30年度からの第3期工賃3倍計画においても引き続き33,000円を目標とし、特定非営利活動法人鳥取県障害者就労事業振興センター等と連携し、共同作業場での取組を始めとする支援策を講じるとともに、日本財団が構想する全国受注センターとの連携による受託作業の拡大など、更なる工賃向上を図る。</p> <p>【特定非営利活動法人鳥取県障害者就労事業振興センターの概要】</p> <table border="1"> <tr> <td>設立趣旨</td> <td>鳥取県内の就労継続支援事業所等における障がい者の仕事を活性化させるための調整・支援を行う「鳥取県障害者就労事業振興センター」を設置し、地域における障がい者の就労の場の確保及び就労活動を通じた自立の促進を図る。</td> </tr> <tr> <td>設置時期</td> <td>平成16年7月1日</td> </tr> <tr> <td>会員数</td> <td>94会員 ※R1.12末現在</td> </tr> <tr> <td>事務局</td> <td>(西部事務所) 米子市東福原1丁目1-45(鳥取県西部総合事務所福祉保健局内 別棟1階) (東部事務所) 鳥取市商栄町403-1(ワークコーポとっとり内)</td> </tr> </table>									設立趣旨	鳥取県内の就労継続支援事業所等における障がい者の仕事を活性化させるための調整・支援を行う「鳥取県障害者就労事業振興センター」を設置し、地域における障がい者の就労の場の確保及び就労活動を通じた自立の促進を図る。	設置時期	平成16年7月1日	会員数	94会員 ※R1.12末現在	事務局	(西部事務所) 米子市東福原1丁目1-45(鳥取県西部総合事務所福祉保健局内 別棟1階) (東部事務所) 鳥取市商栄町403-1(ワークコーポとっとり内)
設立趣旨	鳥取県内の就労継続支援事業所等における障がい者の仕事を活性化させるための調整・支援を行う「鳥取県障害者就労事業振興センター」を設置し、地域における障がい者の就労の場の確保及び就労活動を通じた自立の促進を図る。															
設置時期	平成16年7月1日															
会員数	94会員 ※R1.12末現在															
事務局	(西部事務所) 米子市東福原1丁目1-45(鳥取県西部総合事務所福祉保健局内 別棟1階) (東部事務所) 鳥取市商栄町403-1(ワークコーポとっとり内)															

## 12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県障害福祉サービス事業所ハートフルサポート事業	3,960	8,095	△4,135				3,960	
トータルコスト	8,682千円（前年度 12,858千円）〔正職員：0.6人〕							
主な業務内容	審査委員会の開催、審査、補助金交付事務等							
工程表の政策目標（指標）	障がいのある方の工賃の向上							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
障がい者就労継続支援事業所（以下「事業所」という。）の安定した運営等を支援するための無利子融資制度及び事業所又は事業所と協働する企業が新商品開発を行う場合に要する経費の助成制度を設け、事業所で働く障がい者の所得向上につなげる。								
2 主な事業内容								
(1) 障害福祉サービス事業所運転設備資金融資制度								
融資制度概要	貸付対象	就労継続支援（A型・B型）事業所（同事業を実施する多機能型事業所を含む。）を運営する法人						
	貸付限度額	5,000千円						
	貸付要件	無利子（県は金融機関に基準金利に基づき算出した利子相当額を全額補助） 担保及び保証人は、金融機関の取扱いによる。						
	資金使途	事業所運営に必要な資金（職員人件費、就労事業に必要な仕入れ経費など） 及び設備資金（創業又は規模拡大のために必要な施設整備・備品購入の際の 自己資金充当分など）						
	償還期間	5年以内（据置期間：6ヶ月以内）						
	償還方法	元金均等毎月償還方式（繰上償還可）						
摘要	審査委員会を開催して事業計画を審査							
予算額	74千円							
(2) 障害福祉サービス事業所運転設備資金利子補填事業								
実施主体	(1)により就労継続支援（A型・B型）事業所に運転設備資金の貸付を行う金融機関							
補助率	県 10/10							
補助対象経費	(1)による運転設備資金融資残額に基準金利を乗じて得た額（利子相当額）を助成							
予算額	886千円							
(3) 障害福祉サービス事業所新商品開発支援補助金								
実施主体	工賃水準の向上のための事業計画書及び収支予算書を作成する就労継続支援（A型・B型）事業所（同事業を実施する多機能型事業所を含む。）を運営する法人							
対象事業	新商品（製品・サービス）開発のための開発設計費、研修・講習受講費、試作・改良・商品デザインに要する経費、評価・試験販売及び市場での評価分析等に要する委託料など							
限度額	1,000千円							
補助率	県 2/3							
摘要	審査委員会を開催して事業計画を審査							
予算額	2,000千円							
(4) 障害福祉サービス事業所協働連携企業補助金								
実施主体	県内の就労継続支援（A型・B型）事業所と連携し、新商品・新サービスの開発等を行うあいサポート企業・団体として認定されている企業等							
対象事業	新商品（製品・サービス）開発、新たな販売形態の導入のために必要な開発設計費、研修・講習受講費、試作・改良・商品デザインに要する経費、評価・試験販売及び市場での評価分析等に要する委託料など							
限度額	1,000千円							
補助率	県 2/3							
摘要	審査委員会を開催して事業計画を審査							
予算額	1,000千円							

## 12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
障がい者のはたらき・自立のための工賃向上事業	27,078	25,832	1,246	13,539			13,539	
トータルコスト	31,800千円（前年度 30,595千円） [正職員：0.6人]							
主な業務内容	委託契約事務、委託者との連絡調整等							
工程表の政策目標（指標）	障がいのある方の工賃の向上							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>平成30年度からの第3期工賃向上計画を踏まえ、障がい者がはたらき地域で自立して生活するための最低収入の確保を目的とした工賃・賃金向上や障がい者の就労意欲・スキルの向上等を図るために、障がい者就労継続支援事業所（以下「事業所」という。）に対して、各事業所の特性に応じた支援を実施する。</p> <p>2. 主な事業内容</p> <p>特定非営利活動法人鳥取県障害者就労事業振興センターに事業コーディネーターを配置し、事業所訪問による現状把握や課題分析等を行うとともに、事業所からの相談にワンストップで対応する総合相談窓口機能を充実させ、事業所類型に沿った支援を行う。また、関係団体・企業等とのネットワークの構築により、共同受注窓口機能を強化し、官公需、民需の増進を図る。更に、各事業所が特徴を持った事業展開を行い、工賃向上を支援するセミナーの開催等を行う。</p> <p>(1) コーディネーターによる事業所訪問及び総合相談窓口機能の充実 事業所訪問により現状や課題等を把握し、課題解決のための助言・相談、目標設定や見直し等の支援、フォローアップを行う。また、総合相談窓口機能を充実させ、事業所からの相談にワンストップで対応する。</p> <p>(2) 事業所類型に沿った支援 第3期工賃向上計画に基づき、各事業所の特性に応じた支援を行う。</p> <p>ア 自主的な事業展開により工賃向上に向かっている事業所 中長期事業計画作成支援、販路受注拡大支援、事業開拓・商品開発支援、研修会実施、等</p> <p>イ 共同作業場等の施設外就労及び高単価作業受託により工賃向上を目指す事業所 企業等からの受注作業の斡旋・調整、作業受託の環境作り支援、施設外就労促進の体制作り支援等</p> <p>ウ その他の事業所 経営基盤安定のための現状分析・課題整理の支援、研修会の実施、利用者の特性に応じた作業のマッチング、切り出し、作業手順の相談・助言 等</p> <p>エ 専門家派遣支援 相談内容に応じて専門家（商品開発等専門家、事業経営専門家等）を派遣し、より効果的な支援を実施する。</p> <p>(3) 共同受注窓口機能強化 官公需・民需の事業所への斡旋・調整等をワンストップで行う共同受注窓口を設置し、受発注のマッチングを促進する。更に、関係団体、企業等とのネットワークを構築し、共同受注窓口の機能を強化することで、官公需、民需の増進を図る。</p> <p>(4) 集合・個別セミナーの実施 各事業所による特徴を持った事業展開や工賃・賃金向上への意識啓発を行う集合セミナーを開催するとともに、工賃・賃金向上に向けた実践的な個別セミナーを開催する。</p> <p>(5) 工賃日本一事業所ネットワーク協議会の運営 意欲的に工賃向上を目指す事業所が連携し、工賃向上の牽引役としての取組等を行う協議会を運営する。</p> <p>【特定非営利活動法人鳥取県障害者就労事業振興センターの概要】</p>								
設立趣旨	鳥取県内の就労継続支援事業所等における障がい者の仕事を活性化させるための調整・支援を行う「鳥取県障害者就労事業振興センター」を設置し、地域における障がい者の就労の場の確保及び就労活動を通じた自立の促進を図る。							
設置時期	平成16年7月1日							
会員数	94会員 ※R1.12末現在							
事務局	(西部事務所) 米子市東福原1丁目1-45(鳥取県西部総合事務所福祉保健局内 別棟1階) (東部事務所) 鳥取市商栄町403-1(ワークコーポとっとり内)							

## 12目 障がい者自立支援事業費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考	
				国庫支出金	起債	その他	一般財源		
福祉の店販売機能強化事業	7,813	7,813	0				7,813		
トータルコスト	10,961千円 (前年度 10,194千円) [正職員: 0.4人]								
主な業務内容	補助金交付事務、実施主体との連絡調整等								
工程表の政策目標 (指標)	障がいのある方の工賃の向上								
事業内容の説明									
1 事業の目的・概要									
障がい者就労継続支援事業所等 (以下「事業所」という。) が製作する商品を事業所同士の連携のもとに運営される常設店舗又は常設店舗を拠点に移動販売する福祉の店を支援することにより、障がい者の自立や社会参加、障がいに対する県民の理解の促進を図る。									
2 主な事業内容									
(1) 支援スキーム									
要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運営に関して障がい者の関わりがあること</li> <li>・複数の事業所の連携のもとに運営がなされていること</li> <li>・販売力が脆弱又は販路確保が困難等の理由のある事業所商品を含め10カ所以上の事業所の商品を取り扱うこと</li> </ul>								
支援方法	要件を満たす福祉の店のある市町村への間接補助								
補助率	県1/2、市町村1/2								
補助対象経費	福祉の店を運営するための経費								
(2) 算定方法									
次の算定方法に基づき算出された常設販売部分と移動販売部分の合計額とし、上限は当該年度の運営に要した合計額とする。									
ア 常設販売部分									
【(人件費+家賃-販売手数料-会費) × 前年度対比売上率に基づく配分率】									
人件費	次のA又はBのいずれか低い額 A: 人件費として支出した額 B: 基準額 (2,209千円) ※基準額は会計年度任用職員単価をベースとした年間賃金支出額								
家賃	実費								
販売手数料	実績額								
会費	実績額								
○前年度対比売上率に基づく配分率									
前年度対比売上率	配分率	前年度対比売上率	配分率	前年度対比売上率	配分率	前年度対比売上率	配分率	前年度対比売上率	配分率
50%未満	50%	90%以上~100%未満	90%	130%以上~140%未満	130%	50%以上~70%未満	60%	100%以上~110%未満	100%
50%以上~70%未満	60%	110%以上~120%未満	110%	140%以上~150%未満	140%	70%以上~80%未満	70%	150%以上	150%
70%以上~80%未満	70%	120%以上~130%未満	120%			80%以上~90%未満	80%		
80%以上~90%未満	80%								
イ 移動販売部分									
【移動販売に係る経費 × 障がい者参加率に基づく配分率】									
移動販売に要する経費	次のA又はBのいずれか低い額 A: 移動販売車リース料、燃料代、旅費等移動販売を行うために必要な経費 B: 基準額 (842千円) ※基準額は会計年度任用職員単価をベースとした週2回の年間賃金支出額								
○障がい者参加率に基づく配分率 (障がい者参加率は日単位で算定)									
障がい者参加率	配分率	障がい者参加率	配分率	障がい者参加率	配分率	障がい者参加率	配分率	障がい者参加率	配分率
20%未満	10%	50%以上~60%未満	50%	80%以上~90%未満	80%	20%以上~40%未満	20%	90%以上~95%未満	90%
20%以上~40%未満	20%	60%以上~70%未満	60%	95%以上~100%未満	100%	40%以上~50%未満	40%		
40%以上~50%未満	40%	70%以上~80%未満	70%						

## 12目 障がい者自立支援事業費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
農業参入企業による障がい者就労促進事業	3,750	7,500	△3,750				3,750	
トータルコスト	4,537千円 (前年度 13,850千円) [正職員: 0.1人]							
主な業務内容	補助金交付事務等							
工程表の政策目標 (指標)	障がいのある方の工賃の向上							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>鳥取県から始まった農福連携では、主に農家と障がい者が利用する就労系事業所とのマッチングにより、農作業の人材を障がい者が担うスキームにより進めてきたところであるが、障がい者雇用に繋がる新たな農福連携のスキームとして、農業参入する企業による事業展開の中で、積極的な障がい者の受け入れを図る企業に対し支援を行い、障がい者雇用1,000人の達成に資する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>以下の条件を満たす農業参入企業に対して助成金を交付する。</p>								
交付要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3年以内に新たに障がい者の正規雇用10人以上を達成する計画を持った企業であること</li> <li>・営農計画の中で十分な販路先が確保されるなど事業の継続性が見込まれること</li> <li>・同種の補助金が活用できる場合は、当該補助金を優先すること</li> <li>・農作業のための人材として施設外就労等により障がい者を受け入れる場合は、労務単価として鳥取県最低賃金を上回る金額を支給すること</li> </ul>							
対象者	農業参入を検討又は実施している企業							
対象事業	障がい者を受け入れた農業経営の開始又は推進するための事業 (例) 機械・施設の整備又はリースに係る経費等							
事業期間	3年以内							
助成率	定額							
助成金	30,000千円以上の設備投資で10名以上雇用: 15,000千円 45,000千円以上の設備投資で15名以上雇用: 22,500千円 60,000千円以上の設備投資で20名以上雇用: 30,000千円 75,000千円以上の設備投資で25名以上雇用: 37,500千円 90,000千円以上の設備投資で30名以上雇用: 45,000千円							
助成金の支払時期及び金額	要件 (設備投資・障がい者雇用) 達成の日から6か月後に1/2、1年6か月後に1/4及び2年6か月後に1/4の分割支給とする。							

## 12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
福祉フォーラム等開催補助事業	2,300	2,600	△300	650			1,650	
トータルコスト	5,448千円（前年度 5,775千円）〔正職員：0.4人〕							
主な業務内容	補助金関係業務（交付決定・実績報告・検査）、大会当日の参加・資料作成、開催通知発送業務							
工程表の政策目標（指標）	-							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
障がい者の自立・社会参加の推進を目的として開催されるフォーラムやスポーツ大会を支援し、地域住民への情報発信や意識啓発を行うとともに、スポーツ活動等に参加できる環境を整備する。								
2 主な事業内容								
（単位：千円）								
区分	内容		予算額					
鳥取県福祉フォーラム開催支援補助事業	障がい福祉制度の今後の進むべき方向等について議論する「あいサポートとっとりフォーラム」の開催経費の一部を助成する。 【実施主体】福祉フォーラム実行委員会 【補助率】 定額 【財源内訳】単県		1,000					
鳥取県身体障がい者体育大会開催事業費補助事業	全県的な、身体障がい者の機能維持・健康増進や社会参加を進め、障がい者に対する理解を広げることを目的とした体育大会の開催経費の一部を助成する。 【実施主体】鳥取県身体障害者福祉協会 【補助率】 定額 【財源内訳】国1/2、県1/2		800					
全日本 Challenged アクアスロン皆生大会開催事業費補助事業	スポーツを通して障がい児・者と地域の方々の交流を図るとともに、自分の力を最大限に発揮し、地域で暮らすことへの自信を持ち、日中活動の充実を図ることを目的として開催される「全日本 Challenged アクアスロン皆生大会」の開催経費の一部を助成する。 【実施主体】全日本 Challenged アクアスロン皆生大会実行委員会 【補助率】 定額 【財源内訳】国1/2、県1/2		500					
合 計			2,300					

## 12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
あいサポート推進事業	12,486	13,331	△845	2,523			9,963	
トータルコスト	25,865千円（前年度 26,826千円）〔正職員：1.7人〕							
主な業務内容	委託契約等業務、他県連携・啓発業務、大使活用業務、企業・団体認定業務、障がい者差別解消法理解・啓発業務、条例普及関係業務							
工程表の政策目標（指標）	あいサポート運動の推進（障がい者差別解消法の理解促進）							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
<ul style="list-style-type: none"> <li>平成29年9月1日に「鳥取県民みんなで進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例（愛称）あいサポート条例」が施行となり、障がいの者の真の自立と社会参加を進めるため、「あいサポート運動を県民全体で取り組む運動」と位置付けた。</li> <li>あいサポート運動を積極的に推進するため、「あいサポーター研修」「障がい理解への更なる推進」「あいサポート企業・団体の認定及び取組の推進」等を実施する。</li> <li>障がい者差別解消に向けた取組として、障がい者差別解消支援地域協議会（地域の実情に応じた差別の解消のための取組を主体的に行うネットワーク）を開催するとともに、民間事業者が実施する合理的配慮に必要となる経費を補助する。</li> <li>県内の学校やあいサポート認定企業等に対して、あいサポート大使による講演を行う。</li> <li>障がいのある方が来県しやすい環境づくりを進めるため、事業者等を対象として、障がいのある方の受入れの際に配慮すべきことや対応の方法を研修する。</li> </ul>								
2 主な事業内容 <span style="float: right;">（単位：千円）</span>								
内 容								予算額
(1) 「あいサポート運動」研修等事業 あいサポート運動を広く県民に浸透させるため、県内に広くネットワークを有する鳥取県社会福祉協議会にあいサポーター研修等事業を委託して実施。								7,724
(2) あいサポート運動の更なる推進事業 ・県民等への施策啓発広報及び他県連携の実施 ・あいサポート企業・団体認定制度 ・あいサポート大使による講演の実施 ・障がい者週間における啓発 ・障がい者への理解促進公開講座の開催 ・バリアフリー観光等を推進する研修会の開催								3,853
(3) 障がい者差別解消法理解促進事業 「障がい者差別解消支援地域協議会」の開催、事業者等を対象とした研修の実施								609
(4) 障がい者差別解消に向けた相談・支援体制の整備 民間事業者が実施する合理的配慮に必要となる経費を補助								300
合 計								12,486
3 これまでの取組状況、改善点								
<ul style="list-style-type: none"> <li>県内外の方々にあいサポート運動の趣旨に賛同いただき、研修を受講し、あいサポーターとしてあいサポートバッジを身に付けて実践いただいている。</li> <li>運動の広がりへの期待も大きい反面、県内における周知についてはまだ不十分な面もあり、共生社会の実現に向け一層の啓発が必要である。</li> </ul>								
〔令和元年11月末現在の状況〕								
○あいサポーター数 524,726人（うち県内75,134人、県外449,592人）								
○あいサポート企業・団体数 2,012企業・団体（うち県内401企業・団体、県外1,611企業・団体）								
○あいサポーター研修回数 7,068回（うち県内1,717回、県外5,351回）								
○あいサポートメッセンジャー（研修講師数） 4,117人（うち県内884人、県外3,233人）								
※ 県外は、連携してあいサポート運動を実施している他の自治体の合計。								
※ 令和元年11月末時点の連携自治体は、島根県、岡山県、広島県、山口県、長野県、奈良県、和歌山県、埼玉県内5市5町、北海道2市、京都府2市、大阪府2市、神奈川県1市及び兵庫県1市。								



## 12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (負担金)	一般財源	
失語症者向け意思疎通支援事業	3,089	2,170	919	975		1,138	976	
トータルコスト	3,876千円（前年度2,964千円）[正職員：0.1人]							
主な業務内容	団体との調整、契約事務等							
工程表の政策目標（指標）	情報アクセス・コミュニケーション支援の推進							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
失語症者に対する意思疎通支援を行うため、失語症者向け意思疎通支援者の養成、当該養成に係る指導者の養成等を実施する。								
2 主な事業内容								
（単位：千円）								
区分	事業内容						予算額	
失語症者向け意思疎通支援者養成等事業	厚生労働省が提示したカリキュラムに基づく研修を実施し、「失語症者向け意思疎通支援者」の養成等を行う。						2,919	
指導者養成研修への派遣	失語症者向け意思疎通支援者の養成に必要な「指導者」を養成するため、厚生労働省が実施する指導者養成研修に候補者2名を派遣する。						170	
派遣制度開始に向けた関係者協議会の開催	意思疎通支援者の派遣制度創設に向けて、制度の在り方等を検討するため関係団体を集めた検討会を開催する。						-	
合計						3,089		
3 これまでの取組状況、改善点								
失語症者に対する意思疎通支援については、「障害者総合支援法施行3年後の見直しについて（社会保障審議会障害者部会報告書（H27.12.14付け））」において、「意思疎通支援については、（略）失語症など障害種別ごとの特性やニーズに配慮したきめ細かな見直しを行うべきである。」とされたことを踏まえ、厚生労働省において、失語症者に対する意思疎通支援事業の実施に向けた取組が進められているところである。								
意思疎通支援事業の実施に当たっては、失語症に係る県民の理解を広げるとともに、支援者を着実に養成していく必要がある。								

## 12目 障がい者自立支援事業費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
聴覚障がい者センター事業(聴覚障がい者意思疎通支援事業)	23,656	21,690	1,966	7,714		(負担金) 6,345	9,597	
トータルコスト	24,443千円(前年度22,484千円)[正職員:0.1人]							
主な業務内容	団体との調整、契約事務等							
工程表の政策目標(指標)	情報アクセス・コミュニケーション支援の推進							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
県内3箇所に設置した聴覚障がい者の総合的な拠点である鳥取県聴覚障がい者センターにおいて、聴覚障がい者の社会参加を推進するよう、多様な取組を行う。								
2 主な事業内容								
① 聴覚障がい者センターの概要								
設置者	鳥取県							
実施主体	公益社団法人鳥取県聴覚障害者協会							
設置場所	鳥取市、倉吉市、米子市							
聴覚障がい者センターの機能	対象者は、手話を使用するろう者に加え、中途失聴者、高齢難聴者等の聴覚障がい者全てを含む。 (1) 聴覚障がい者とのコミュニケーションが円滑に行われる環境づくり 手話通訳者等の養成・派遣、情報提供機器の貸し出し (2) 聴覚障がい者が、身近で気軽に相談できる環境づくり 聴覚障がい者相談員の配置 (3) 聴覚障がい者の居場所づくり(生きがい、学習、情報収集など) 参加型の日中活動の支援、字幕入り映像の貸出等							
② 聴覚障がい者センター関連経費 (単位:千円)								
区分	事業内容						予算額	
字幕入り映像の貸出事業	字幕入り映像作品の貸出事業を実施する。						3,758	
③ 要約筆記者事業 (単位:千円)								
区分	事業内容						予算額	
要約筆記者養成研修事業	要約筆記者養成研修・要約筆記者現任者研修の実施、要約筆記者指導者養成研修への派遣等を行う。						9,913	
要約筆記者設置・派遣事業	主催者の依頼に基づき、講演会等に要約筆記者を派遣し、聴覚障がい者の情報保障を行う。						8,101	
合 計						18,014		
④ 東部聴覚障がい者センターの移転								
事業内容						予算額		
利用者の利便性向上のため、東部聴覚障がい者センターを「鳥取市文化センター」から「さざんか会館」に移転する。						1,884		
3 これまでの取組状況、改善点								
平成26年4月、県内3箇所に鳥取県聴覚障がい者センターを設置し、全県的に聴覚障がい者支援の充実を図っている。								
また、要約筆記者の養成・派遣事業、字幕入り映像の貸出事業等の取組を継続的に実施してきた。今後も引き続き取組を継続し、聴覚障がい者が社会参加しやすい環境整備を進めていく。								

## 12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
手話でコミュニケーション事業	90,240	95,345	△5,105	31,746		(負担金) 19,329	39,165	
トータルコスト	96,536千円（前年度101,695千円）[正職員：0.8人]							
主な業務内容	団体との調整、契約事務等							
工程表の政策目標（指標）	情報アクセス・コミュニケーション支援の推進							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
平成25年10月に成立した鳥取県手話言語条例に基づき、手話を普及し、手話を使いやすい環境の整備を進め、ろう者の社会参加を推進するため、多様な取組を行う。								
2 主な事業内容								
① 手話の普及 <span style="float:right">（単位：千円）</span>								
区分	事業内容							予算額
ミニ手話講座の開催	2時間/回程度の県民向け手話講座を県内各所で開催							1,660
手話サークルへの補助	手話サークル活動を推進するための補助金							600
手話啓発イベントへの補助	鳥取県聴覚障害者協会が主催する手話啓発イベント開催経費に係る補助金							800
聴覚障がい者福祉研修会への補助	聴覚障がい者福祉研修会開催経費に係る補助金							65
合計							3,125	
② 手話を使いやすい環境整備事業 <span style="float:right">（単位：千円）</span>								
区分	事業内容							予算額
遠隔手話通訳サービス・電話リレーサービス	ICTを活用した遠隔手話通訳サービス及び電話リレーサービスを実施							11,864
音声文字変換システム	難聴者のコミュニケーションを支援するため、音声文字に変換して表示するシステムを運用							885
手話通訳士試験受験料の補助	社会福祉法人聴覚障害者情報文化センターが主催する「手話通訳技能認定試験」の受験料支援							110
手話通訳者トレーナー	経験の浅い手話通訳者等のサポートをしながら、現場での技術指導を行うとともに、手話通訳者等の手話表現・通訳技術向上を行う							6,646
手話通訳者設置・派遣	主催者の依頼に基づき、講演会等に手話通訳者を派遣し、ろう者の情報保障を行う							31,506
手話通訳者養成研修等	手話通訳者養成研修、現任者研修等を実施							8,856
手話通訳者指導者養成研修への派遣	2名の手話通訳者指導者（候補）を手話通訳者指導者養成研修に派遣							1,253
手話通訳者等の頸肩腕障がい対策	手話通訳者等が頸肩腕障がいに関する健康診断を受けるための体制を整備							1,800
鳥取県手話施策推進協議会	鳥取県手話施策推進協議会の委員報酬、旅費							372
とっとりの手話を創り、守り、伝える事業への補助	鳥取の手話を整理して記録し、地域の手話を残す取組を支援するための補助金							100
聴覚障がい者相談員設置事業	圏域に聴覚障がい者相談員を配置し、聴覚障がい者からの各種相談に対して助言、関係機関との調整等を行う							22,698
手話通訳者等派遣費の補助	障がい者福祉団体がイベント等を開催する際の手話通訳者・要約筆記者等の派遣に係る経費に対する補助金							100
合計							86,190	
③ コミュニケーション支援事業 <span style="float:right">（単位：千円）</span>								
区分	事業内容							予算額
障がい者の居場所づくりに対する支援	障がい者と地域住民とが交流できるサロンを設置して、障がい者が孤立化しないよう交流の機会を提供する取組に対する補助金							500
難聴者等向けコミュニケーション学習会の開催に対する支援	難聴者、中途失聴者等を対象に、手話を含むコミュニケーション手段を楽しみながら学ぶ学習会等を開催する取組に対する補助金							425
合計							925	
3 これまでの取組状況、改善点								
平成25年10月11日に鳥取県手話言語条例を公布・施行し、手話の普及、手話を使いやすい環境の整備に関する取組を実施してきたところである。これらの取組により手話や聴覚障がいに対する理解が広がってきており、これを一時的な効果に終わらせることがないよう取組を継続していく必要がある。								

## 12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
全国高校生手話パフォーマンス甲子園開催事業	25,450	25,771	△321				25,450	
トータルコスト	36,108千円（前年度 33,709千円）〔正職員：1.0人 会計年度任用職員：1.0人〕							
主な業務内容	団体との調整、大会広報、契約事務等							
工程表の政策目標（指標）	-							

## 事業内容の説明

## 1 事業の目的・概要

## (1) 全国高校生手話パフォーマンス甲子園の概要

目的	若い世代である高校生をターゲットに、手話パフォーマンスを披露し発信する機会を提供することで、出演者や観客など幅広い人たちに手話を身近に感じてもらうとともに、交流の推進及び地域の活性化に寄与することを目的に開催するもの。
主催	手話パフォーマンス甲子園実行委員会（会長 平井 伸治）
共催	鳥取県、公益社団法人鳥取県聴覚障害者協会
参加資格	全国の高等学校、特別支援学校高等部に在籍している生徒
出場チーム	予選審査を通過した15チーム
演技内容	手話を使った歌唱、ダンス、演劇、コント等のパフォーマンス（演技時間：6分以上8分以内）

## (2) 大会の開催実績

	日 程	会 場	優勝チーム
第1回	平成26年11月23日(日・祝)	県民ふれあい会館(鳥取市)	田鶴浜高等学校(石川県)
第2回	平成27年9月22日(火・休)	米子市公会堂(米子市)	奈良県立ろう学校(奈良県)
第3回	平成28年9月25日(日)	倉吉未来中心(倉吉市)	熊本豊学校(熊本県)
第4回	平成29年10月1日(日)	とりぎん文化会館(鳥取市)	奈良県立ろう学校(奈良県)
第5回	平成30年10月7日(日)	米子コンベンションセンター(米子市)	真和志高等学校(沖縄県)
第6回	令和元年9月29日(日)	とりぎん文化会館(鳥取市)	真和志高等学校(沖縄県)

## (3) 第7回大会について

令和2年秋に倉吉市内で開催予定

## 2 主な事業内容

事業の項目	予算額	内容
手話パフォーマンス甲子園実行委員会負担金	15,450千円	大会の準備・開催運営（奉迎に係るもの含む）・広報等に要する経費
奉迎対策費	10,000千円	関係機関との協議や奉迎に要する経費（御視察経費等）
合 計	25,450千円	

※ 大会の開催経費は、上記の他、日本財団の助成金を活用する。

## 3 これまでの取組状況、改善点

全国で初めてとなる手話言語条例を制定して1年が経過した平成26年11月に、若い世代である高校生を対象とする大会を鳥取市で初めて開催し、これまでに県内各市で6回開催した。

大会には、第4回大会を除き、皇室から秋篠宮妃殿下（第1回大会のみ）及び佳子内親王殿下の御臨席を賜るとともに、全国各地から出場高校生及び来場者が会場に集結し、盛大に開催することができた。若き溢れる高校生が、自分たちの伝えたいことを一生懸命に手話パフォーマンスで披露する姿に、会場は大きな感動の渦に包まれた。

大会開催は、若い世代に手話を身近に感じてもらえる場・機会の提供やきこえない人・きこえる人との交流の契機になる等、手話言語の普及のため、非常に意義のあるものであり、また、本県にとって、全国各地から多くの方が来県することにより、PR効果や経済効果を持つ貴重な機会となっている。令和2年度に開催する第7回大会は、全国の精鋭が集う憧れの大会とするとともに内容の濃い大会となるよう、円滑な準備・運営や広報活動等を進めていく予定である。

## 12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
視覚障がい者情報支援事業	57,354	54,608	2,746	28,577			28,777	
トータルコスト	58,928千円（前年度56,196千円）〔正職員：0.2人〕							
主な業務内容	団体との連絡調整、契約事務、補助金交付事務等							
工程表の政策目標（指標）	情報アクセス・コミュニケーション支援の推進							

## 事業内容の説明

## 1 事業の目的・概要

情報の取得・利用、コミュニケーションに困難を抱える視覚障がい者等が、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段やその他情報を取得する手段により、円滑に情報を取得し、及び利用できるよう、次のとおり各種事業を実施する。

## 2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	事業内容	予算額
視覚障がい者支援センター運営事業	視覚障がい者に対する総合的な相談支援の拠点として設置する「鳥取県視覚障がい者支援センター」を継続して運営する。また、関係機関・団体との協議の場を設け、全盲、ロービジョン（弱視）の特性に応じた支援の充実について検討を行う。 また、利用者の利便性向上のため、視覚障がい者東部支援センターを「鳥取盲学校」から「さざんか会館」に移転する。 （委託先：社会福祉法人鳥取県ライトハウス）	12,151
点字図書館運営費補助金	社会福祉法人鳥取県ライトハウスが設置する点字図書館に対して運営費を助成する。	40,524
点字・声の広報発行事業	県が発行する広報誌や視覚障がい者が必要とする情報の点字・音声版を作成し、視覚障がい者に提供する。 （委託先：社会福祉法人鳥取県ライトハウス）	2,322
点字による即時情報ネットワーク事業	社会福祉法人日本視覚障害者団体連合から配信される最新の新聞情報等の点字版を作成し、視覚障がい者に提供する。 （委託先：公益社団法人鳥取県視覚障害者福祉協会）	1,455
視覚障がい者情報アクセス向上事業	視覚的な情報へのアクセスが困難な視覚障がい者の情報アクセシビリティの向上を図るため、次の事業を実施する。 ・パソコンをリサイクルして活用し、視覚障がい者を対象としたパソコン講座を開催する。 ・携帯電話、スマートフォン、タブレット型端末などの情報媒体の活用に係る講座を開催する。 （委託先：公益社団法人鳥取県視覚障害者福祉協会）	300
情報アクセス・コミュニケーション研究会	情報アクセス・コミュニケーションに困難を抱える視覚・聴覚・盲ろう・音声機能障がい者の意見を県政に反映させるため、情報アクセス・コミュニケーション研究会を開催する。	102
（新）点字資料等作成費補助事業	障がい者団体がイベント等を開催する際の点字資料作成に要する経費を補助する。	300
（新）第69回日本視覚障害者団体連合中国ブロック視覚障害者福祉大会への補助金	令和2年9月12日、13日に開催される第69回日本視覚障害者団体連合中国ブロック視覚障害者福祉大会の運営費の補助を行う。	200
合 計		57,354

## 3 これまでの取組状況、改善点

平成29年度末に「鳥取県視覚障がい者支援センター」を開設し、視覚障がい者やその家族等からの様々な相談に対して、訪問等によりきめ細やかな相談支援を実施しているところである。

全盲、ロービジョンなど多岐にわたるため、関係機関・団体との協議の場（連絡協議会）を設け、それぞれの特性に応じた支援の充実について検討を進めていく予定である。

## 12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (負担金)	一般財源	
盲ろう者支援センター 運営事業	38,578	38,569	9	14,602		6,521	17,455	
トータルコスト	39,365千円（前年度 39,363千円） [正職員：0.1人]							
主な業務内容	団体との調整、契約事務等							
工程表の政策目標（指標）	情報アクセス・コミュニケーション支援の推進							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
盲ろう者（視覚と聴覚の両方に障がいのある方）が社会から孤立せず、安心して暮らすことを支援するために設置した「鳥取県盲ろう者支援センター」において、盲ろう者向け通訳・介助員の養成・派遣や専門の相談員による相談支援、生活・コミュニケーション訓練等を実施する。								
注）盲ろう者向け通訳・介助員とは、手話（触手話、接近手話）、指点字、掌書き、筆記、音声通訳、移動介助などの知識・技術を用いて、盲ろう者に対して通訳・介助を行う者のこと。								
2 主な事業内容								
（単位：千円）								
区分	事業内容							予算額
盲ろう者支援センター運営費	盲ろう者支援センターの運営（建物の賃借料、自動車のリース料等）							2,851
盲ろう者向け相談支援事業	盲ろう者支援センターに盲ろう者相談員を2名配置し、盲ろう者やその家族等に対する相談支援を行う。							14,150
盲ろう者向け通訳・介助員養成事業	厚生労働省が提示したカリキュラムに基づく研修を実施し、「盲ろう者向け通訳・介助員」を養成する。							6,773
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	盲ろう者のもとへ「盲ろう者向け通訳・介助員」を派遣し、意思疎通支援等を行う。							11,169
盲ろう者向け生活・コミュニケーション訓練事業	盲ろう者向けに点字・手話等のコミュニケーション訓練や家事等の生活訓練を行う。							3,635
合計							38,578	
3 これまでの取組状況、改善点								
平成27年度に実施した盲ろう者実態調査や、平成28年度に新設した鳥取県盲ろう者支援センターでの相談支援事業の取組等により、通訳・介助員派遣事業の利用時間数が増加するなど、徐々に盲ろう者の社会参加が進んできている。								

## 12目 障がい者自立支援事業費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
ロービジョンケア推進事業	6,176	6,176	0				6,176	
トータルコスト	7,750千円(前年度7,764千円) [正職員:0.2人]							
主な業務内容	委託事務							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
<p>視機能の低下により、読み書き、仕事、学業、家事など生活の様々な場面で不安や困難を抱える人(ロービジョン者)が、保有する視機能を最大限に活かし、安心した日常生活・社会生活を送ることができるよう、各種事業を実施する。</p> <p>※ロービジョンとは、視力に係る障がいのうち、視覚による社会生活は可能だが著しく不自由な状態。世界保健機関(WHO)は、両眼に矯正眼鏡を用いて測定し、視力が0.05以上0.3未満をロービジョンと定義している。</p>								
2 主な事業内容								
(1) ロービジョンケア推進のための相談支援体制の強化(4,526千円)								
日常生活、職場、学業など様々な場面で不安や困難を抱えながら生活している多くのロービジョン者のための相談支援窓口を設置し、相談支援員を配置する。								
内容		<ul style="list-style-type: none"> <li>ロービジョン者の日常生活や今後の不安に対する相談支援</li> <li>学校現場における本人、保護者、教員の抱える問題の掘り起こしと支援</li> <li>鳥大ロービジョン外来診察後のフォロー</li> <li>鳥大ロービジョン外来、開業医(眼科)、関係機関との連絡調整</li> </ul>						
設置場所		鳥取大学医学部附属病院内						
(2) ロービジョンケア推進フォーラムの開催(1,000千円)								
社会における理解や認識があまり進んでいないロービジョンに対する企業や県民の理解を深めるとともに、ロービジョン者をロービジョンケアに繋げていくためのフォーラムを開催する。								
内容		<ul style="list-style-type: none"> <li>著名人による講演</li> <li>ロービジョンケア、ロービジョン外来に係る講演</li> <li>パネルディスカッション</li> <li>視覚補助機器展、相談コーナーの設置</li> </ul>						
定員		100名程度						
会場		東部地区						
(3) 眼科医等向けロービジョン講習会の開催(650千円)								
県内眼科医のロービジョンケアに対する理解を深めるための講習会を開催する。								
内容		<ul style="list-style-type: none"> <li>ロービジョンケアの意義</li> <li>視覚補助機器の活用</li> <li>社会資源の活用</li> <li>県外ロービジョン外来の実践事例の紹介等</li> </ul>						
対象者		県内の眼科医、視能訓練士、看護師等						
3 これまでの取組状況、改善点								
<p>平成29年度末に「鳥取県視覚障がい者支援センター」を開設し、ロービジョン者も含めた視覚障がい者やその家族等からの様々な相談に対して、訪問等によりきめ細やかな相談支援を実施してきたが、全盲、ロービジョン(弱視)では必要とされる支援が異なり、その内容も多岐にわたるため、関係機関・団体との協議の場(連絡協議会)を設置し、それぞれの特性に応じた支援の充実について検討を進めている。</p> <p>また、平成31年4月に鳥取大学医学部附属病院内にロービジョン外来が開設されたことを契機に、同病院とも連携しながら、広報活動の充実などを通じ、ロービジョンケアに関する取組の周知に努めている。</p>								

## 12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考														
				国庫支出金	起債	その他	一般財源															
鳥取県障がい者アート推進事業	83,642	80,882	2,760	4,500			79,142															
トータルコスト	107,252千円（前年度 102,335千円） [正職員：3.0人]																					
主な業務内容	委託契約業務、補助金交付業務、関係団体との連絡調整業務																					
工程表の政策目標（指標）	障がい者の芸術・文化活動の振興																					
事業内容の説明																						
1 事業の目的・概要																						
<p>平成26年度に開催した「第14回全国障がい者芸術・文化祭とっとり大会」の成果を未来に引き継ぐとともに、平成30年10月に策定した「鳥取県障がい者による文化芸術活動推進計画」に基づき、障がい者の芸術・文化活動の更なる推進を図っていく。</p> <p>また、平成28年3月に設立した「2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた障がい者の芸術文化活動推進知事連盟」（以下「知事連盟」という。）に加盟する都道府県と連携し、障がい者の芸術文化振興を図るとともに、全国に誇ることができる鳥取県の障がい者の舞台芸術を全国に発信する。</p>																						
2 主な事業内容																						
(1) 「あいサポート・アートセンター」の運営 30,936千円																						
障がい者文化芸術活動拠点「あいサポート・アートセンター」を運営する。																						
<センターの業務> ※委託先：NPO法人アートピアとっとり（倉吉市）																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>常設展示</td> <td>県内の障がい者の作品の実情を調査し、県内の障がい者の優れた作品を紹介するほか、県外の障がい者の優れた芸術性に触れる機会を提供する。</td> </tr> <tr> <td>情報発信</td> <td>障がい者の芸術・文化活動に関する必要な情報を収集し、広く発信する。</td> </tr> <tr> <td>相談支援</td> <td>創作活動に関する各種相談、出展・発表機会に関する相談、権利擁護等に関する相談などを受け付け、助言や関係機関等の紹介を行う。</td> </tr> <tr> <td>人材育成</td> <td>支援者等に対して、芸術上価値の高い作品等の適切な記録、保存方法、販売等の支援、及び所有権、著作権その他の権利の保護等について研修等を行う。</td> </tr> <tr> <td>普及啓発</td> <td>障がい者やその支援者に対して、新たな芸術・文化活動との出会いの場として、創作活動を気軽に体験できるワークショップを開催する。</td> </tr> <tr> <td>アートギャラリー支援</td> <td>鳥取県はとふるアートギャラリー認定事業者と連携してギャラリーで開催される障がい者アート展等の情報発信を行うほか、展示等に係る助言を行う。</td> </tr> </tbody> </table>								項目	説明	常設展示	県内の障がい者の作品の実情を調査し、県内の障がい者の優れた作品を紹介するほか、県外の障がい者の優れた芸術性に触れる機会を提供する。	情報発信	障がい者の芸術・文化活動に関する必要な情報を収集し、広く発信する。	相談支援	創作活動に関する各種相談、出展・発表機会に関する相談、権利擁護等に関する相談などを受け付け、助言や関係機関等の紹介を行う。	人材育成	支援者等に対して、芸術上価値の高い作品等の適切な記録、保存方法、販売等の支援、及び所有権、著作権その他の権利の保護等について研修等を行う。	普及啓発	障がい者やその支援者に対して、新たな芸術・文化活動との出会いの場として、創作活動を気軽に体験できるワークショップを開催する。	アートギャラリー支援	鳥取県はとふるアートギャラリー認定事業者と連携してギャラリーで開催される障がい者アート展等の情報発信を行うほか、展示等に係る助言を行う。	
項目	説明																					
常設展示	県内の障がい者の作品の実情を調査し、県内の障がい者の優れた作品を紹介するほか、県外の障がい者の優れた芸術性に触れる機会を提供する。																					
情報発信	障がい者の芸術・文化活動に関する必要な情報を収集し、広く発信する。																					
相談支援	創作活動に関する各種相談、出展・発表機会に関する相談、権利擁護等に関する相談などを受け付け、助言や関係機関等の紹介を行う。																					
人材育成	支援者等に対して、芸術上価値の高い作品等の適切な記録、保存方法、販売等の支援、及び所有権、著作権その他の権利の保護等について研修等を行う。																					
普及啓発	障がい者やその支援者に対して、新たな芸術・文化活動との出会いの場として、創作活動を気軽に体験できるワークショップを開催する。																					
アートギャラリー支援	鳥取県はとふるアートギャラリー認定事業者と連携してギャラリーで開催される障がい者アート展等の情報発信を行うほか、展示等に係る助言を行う。																					
(2) 「鳥取県障がい者芸術・文化活動推進委員会」の開催 811千円																						
「鳥取県障がい者芸術・文化活動推進委員会」を設置し、関係団体や市町村等と連携して障がい者の芸術・文化活動の振興方策等について検討する。																						
(3) 障がい者アート活動支援事業補助金 17,000千円																						
障がい者や障がい者が所属する団体等が行う芸術・文化活動に対して支援を行う。																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>文化芸術活動促進事業</td> <td>障がい者が所属する団体が行う芸術・文化活動で、展示会や催事への出展や出演を目指して行う練習等に要する経費を補助する。【補助上限15万円】</td> </tr> <tr> <td>個展等開催事業</td> <td>障がい者や障がい者が所属する団体が個展等を開催する経費を補助する。【補助上限15万円】</td> </tr> <tr> <td>交流促進事業</td> <td>障がいのある人とない人との文化芸術を通じた交流活動に要する経費を補助する。【補助上限50万円】</td> </tr> <tr> <td>文化芸術鑑賞機会拡大事業</td> <td>障がいのある人が文化芸術を鑑賞する機会を拡大する取組に要する経費を補助する。【補助上限20万円】</td> </tr> </tbody> </table>								項目	説明	文化芸術活動促進事業	障がい者が所属する団体が行う芸術・文化活動で、展示会や催事への出展や出演を目指して行う練習等に要する経費を補助する。【補助上限15万円】	個展等開催事業	障がい者や障がい者が所属する団体が個展等を開催する経費を補助する。【補助上限15万円】	交流促進事業	障がいのある人とない人との文化芸術を通じた交流活動に要する経費を補助する。【補助上限50万円】	文化芸術鑑賞機会拡大事業	障がいのある人が文化芸術を鑑賞する機会を拡大する取組に要する経費を補助する。【補助上限20万円】					
項目	説明																					
文化芸術活動促進事業	障がい者が所属する団体が行う芸術・文化活動で、展示会や催事への出展や出演を目指して行う練習等に要する経費を補助する。【補助上限15万円】																					
個展等開催事業	障がい者や障がい者が所属する団体が個展等を開催する経費を補助する。【補助上限15万円】																					
交流促進事業	障がいのある人とない人との文化芸術を通じた交流活動に要する経費を補助する。【補助上限50万円】																					
文化芸術鑑賞機会拡大事業	障がいのある人が文化芸術を鑑賞する機会を拡大する取組に要する経費を補助する。【補助上限20万円】																					
(4) 「あいサポート・アートとっとり展」の開催 13,850千円																						
障がい者が制作した芸術・文化作品（美術・文芸・マンガ）の発表と鑑賞の機会として、「あいサポート・アートとっとり展」（鳥取県障がい者芸術・文化作品展）を開催する。																						
(5) 障がい者と健常者が共につくる芸術 20,695千円																						
全国大会を契機に発足した障がい者と健常者が共につくる劇団「じゆう劇場」の活動を支援する。県内での作品の公演や参加者及び鳥の劇場劇団員によるワークショップキャラバンを行い、発表機会の充実及び活動の認知度向上を図る。※事業実施主体：鳥の劇場運営委員会（鳥取市鹿野町）																						
(6) 知事連盟に係る連絡調整費 350千円 知事連盟加盟都道府県との連絡調整を行う。																						



## 12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
2020 東京大会・日本博を契機とした障がい者の文化芸術フェスティバル 中国・四国大会開催事業	18,036	19,136	△1,100	5,000			13,036	
トータルコスト	20,397千円（前年度 21,497千円） [正職員：0.3人]							
主な業務内容	事業に係る企画業務、関係団体との連絡調整業務、委託契約業務							
工程表の政策目標（指標）	障がい者の芸術・文化活動の振興							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
2020年2月に開催されるグランドオープニングを経て2022年2月にかけて全国7ブロックで実施される「2020東京大会・日本博を契機とした障がい者の文化芸術フェスティバル」（国が推進する「日本博（※）」事業の一環として実施）の中国・四国ブロック大会を開催する。								
例年開催している障がい者の舞台芸術祭「あいサポート・アートとっとり祭」を同時開催し、より多くの方に参加していただくことで障がいへの理解を深める。								
※2020年東京オリパラの機運醸成や訪日外国人観光客の拡大等を見据えつつ、文化プログラムの中核として日本の文化芸術の振興と「日本の美」の多様かつ普遍的な魅力を国内外に発信することを目的とした事業。								
【中国・四国大会概要】								
目的	日本の共生社会の実践が育んだ障がい者の芸術文化の多様かつ普遍的な魅力を基軸とし、それらを地域の魅力や豊かな文化資源とともに国内外に発信することで、未来につながる文化的価値を生み出す。							
主催	文化庁、独立行政法人日本芸術文化振興会、2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた障害者の文化芸術活動を推進する全国ネットワーク、障害者の文化芸術国際交流事業実行委員会（構成団体の一つとして鳥取県）、2020東京大会・日本博を契機とした障がい者の文化芸術フェスティバル中国・四国大会実行委員会（構成団体の一つとして鳥取県）							
共催	2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた障がい者の芸術文化活動推進知事連盟（発起人：平井鳥取県知事）							
事務局	鳥取県							
開催時期	令和2年9月							
会場	倉吉未来中心							
主な内容	県内外の障がい者によるステージパフォーマンス、じゆう劇場による公演、アール・ブリュット展の開催、舞台芸術ワークショップ及び成果作品発表、地域の魅力発信プログラムの実施（食イベントの開催等）、バリアフリー映画上映							
同時開催	鳥取県障がい者舞台芸術祭「あいサポート・アートとっとり祭」（主催：鳥取県）							
2 主な事業内容								
事業の項目	予算額	業務の内容						
運營業務等委託費	17,900千円	大会の準備・開催運営・広報等の委託費						
運營業務等委託プロポーザル審査会費	136千円	運營業務等委託業者の決定に当たり開催するプロポーザル審査会に要する経費						
合計	18,036千円							
※上記の他、大会主催者が直接執行する文化庁の委託料を大会開催経費とする。								
3 これまでの取組状況、改善点								
平成26年度に開催した「第14回全国障がい者芸術・文化祭とっとり大会」の成果を未来に引き継ぐため、障がい者による舞台芸術祭「あいサポートとっとり祭り」を平成27年度から毎年開催し、障がい者の舞台芸術活動の推進に取り組んできたほか、知事連盟としてオリパラに向けた活動を継続してきた。								
このような中、日本の障がい者芸術文化の魅力を国内外に発信することを目的に全国展開される本事業において、中国・四国ブロック大会を本県で開催することとなった。								

障がい福祉課（内線：7856、7866、7193、7141）

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
福祉保健部（障がい福祉課）管理運営費	21,655	19,826	1,829				21,655	
トータルコスト	94,585千円（前年度 88,887千円）〔正職員：8.7人 会計年度任用職員：1.6人〕							
主な業務内容	審査業務、指定医師関係業務、社会福祉統計等取りまとめ、各障害手帳交付事務、会議開催事務、委員任命事務、契約事務、事業者情報管理、連絡調整等							
工程表の政策目標（指標）	-							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
以下の各種事務に係る経費である。								
(1) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の発行・管理業務にかかる経費								
(2) 「鳥取県障害者施策推進協議会」の運営にかかる経費								
(3) 「鳥取県障害者介護給付費等不服審査会」の開催にかかる経費								
(4) 「障害福祉サービス事業者等管理システム」の運用・改修にかかる経費								
(5) 障がい福祉課業務の総括及び課内外の連絡調整等にかかる経費								
2 主な事業内容								
（単位：千円）								
	細事業名	内容					予算額	
1	障がい者福祉事務費（3障がい手帳事務費）	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の発行・管理業務にかかる経費。					2,501	
2	鳥取県障害者施策推進協議会運営事業	鳥取県障害者施策推進協議会（障害者基本法等に基づき条例で設置される県の附属機関）の運営にかかる経費。（県は事務局として協議会の開催準備等を行う。）					529	
3	鳥取県障害者介護給付費等不服審査会運営事業	障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、市町村が行った介護給付費及び障害児通所給付費等に係る処分に不服がある障がい児・者等の審査請求に対する審査にかかる経費。					100	
4	障害者総合支援法施行事務費（指定事業者管理事業）	県が障害者総合支援法における指定事業者の申請受付から指定、指定後の台帳管理を行うためのシステム「障害福祉サービス事業者等管理システム」について、保守管理業務を委託する経費。					508	
5	管理運営費	障がい福祉課の総括及び課内外の連絡調整に係る経費。					18,017	
合計						21,655		

障がい福祉課（内線：7889、7201、7678、7193）

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考												
				国庫支出金	起債	その他	一般財源													
【休止】就労継続支援事業所体制強化事業	0	4,359	△4,359																	
トータルコスト	0千円（前年度 4,359千円） [正職員：0.0人]																			
主な業務内容	-																			
工程表の政策目標（指標）	-																			
事業内容の説明 障がい福祉サービス事業所利用率向上補助金は、令和元年度限りのモデル事業であるため休止し、重度・精神障がいの方等に対する業務の斡旋等を行うコーディネーターの配置については「障がい者のはたらき・自立のための工賃向上事業」で実施する。																				
【廃止】手話でコミュニケーション事業 [映像を通じた手話の普及]	0	3,000	△3,000																	
トータルコスト	0千円（前年度 3,000千円） [正職員：0.0人]																			
主な業務内容	-																			
工程表の政策目標（指標）	-																			
事業内容の説明 事業終了のため廃止する。																				
【廃止】海外に向けた障がい者芸術発信事業	0	9,265	△9,265																	
トータルコスト	0千円（前年度 9,265千円） [正職員：0.0人]																			
主な業務内容	-																			
工程表の政策目標（指標）	-																			
事業内容の説明 事業終了のため廃止する。																				
【休止】鳥取県社会福祉施設等施設整備事業	0	387,425	△387,425																	
トータルコスト	0千円（前年度 390,600千円） [正職員：0.0人]																			
主な業務内容	補助金交付事務等																			
工程表の政策目標（指標）	-																			
事業内容の説明 1 事業の目的・概要 グループホーム等県内障がい福祉関係の社会資本の整備を促進するため、国庫補助制度を活用し、施設整備事業を行う事業者に対して助成を行うものであるが、令和2年度に整備する予定の事案については、令和元年度の国補正予算により前倒して実施する予定。 2 主な事業内容																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施主体</td> <td>社会福祉法人、NPO法人、営利法人等</td> </tr> <tr> <td>対象事業内容</td> <td>障害福祉サービス事業所等の創設（新築）、改築・大規模修繕等</td> </tr> <tr> <td>補助対象経費</td> <td>社会福祉施設等の施設整備に要する費用の一部を補助する</td> </tr> <tr> <td>補助率</td> <td>3/4</td> </tr> <tr> <td>負担割合</td> <td>国 1/2、県 1/4、事業主体 1/4</td> </tr> </tbody> </table>									区 分	内 容	実施主体	社会福祉法人、NPO法人、営利法人等	対象事業内容	障害福祉サービス事業所等の創設（新築）、改築・大規模修繕等	補助対象経費	社会福祉施設等の施設整備に要する費用の一部を補助する	補助率	3/4	負担割合	国 1/2、県 1/4、事業主体 1/4
区 分	内 容																			
実施主体	社会福祉法人、NPO法人、営利法人等																			
対象事業内容	障害福祉サービス事業所等の創設（新築）、改築・大規模修繕等																			
補助対象経費	社会福祉施設等の施設整備に要する費用の一部を補助する																			
補助率	3/4																			
負担割合	国 1/2、県 1/4、事業主体 1/4																			
（令和元年度補正予算の内容） 補正額 366,424千円（総事業費 573,199千円） 内 容 グループホーム等の創設等4件、障害者支援施設の非常用自家発電設備整備1件																				

2項 児童福祉費  
3目 母子福祉費

障がい福祉課 (内線: 7152)  
(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
特別児童扶養手当支給事業	3,947	3,905	42	2,607			1,340	
トータルコスト	16,179千円 (前年度 13,431千円) [正職員: 1.2人、会計年度任用職員: 1.0人]							
主な業務内容	認定審査、支払事務、市町村事務監査、制度の周知							
工程表の政策目標 (指標)	-							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>20歳未満の精神または身体に中程度以上の障がいをもつ在宅児童を監護・養育している者に対し手当を支給し、これらの児童の福祉の増進を図る。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 特別児童扶養手当の支給に係る認定・市町村指導等に要する経費 (2,343千円、国 10/10) (平成31年4月30日現在の受給権者数: 1,201人)</p> <p>(2) 特別児童扶養手当支払事務システム管理委託料 (1,604千円 単県、一部国庫)</p>								

4目 心身障がい者扶養共済事業費

障がい福祉課 (内線: 7856)  
(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考																					
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																						
心身障がい者扶養共済事業費	194,858	192,329	2,529	32,521		(雑入) 125,479	36,858																						
トータルコスト	200,794千円 (前年度 195,504千円) [正職員: 0.4人、会計年度任用職員: 1.0人]																												
主な業務内容	年金給付金の支払、加入者掛金の収納、制度の周知等																												
工程表の政策目標 (指標)	-																												
事業内容の説明																													
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>心身障がい者の保護者である加入者が死亡又は重度障がいになったとき、障がい者に対して終身一定額の年金を支給することにより、障がい者の生活の安定と、保護者が抱く障がい者の将来に対する不安の軽減を図る。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>心身障がい者を扶養している者 (加入者) が一定の掛金を納めることにより、加入者が死亡又は重度障がいになった場合に、その者が扶養していた障がい者に年金を支給する。 (心身障がい者年金給付金: 20,000円/月・口、加入者数は1人2口まで) (単位: 千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>予算額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>心身障害者年金給付金</td> <td>110,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>脱退一時金給付金等</td> <td>1,500</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特別調整費負担金</td> <td>64,842</td> <td>扶養共済制度運営費</td> </tr> <tr> <td>保険料</td> <td>17,542</td> <td>加入者掛金等</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>974</td> <td>システム委託料・標準事務費等</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>194,858</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>									区分	予算額	備考	心身障害者年金給付金	110,000		脱退一時金給付金等	1,500		特別調整費負担金	64,842	扶養共済制度運営費	保険料	17,542	加入者掛金等	その他	974	システム委託料・標準事務費等	合計	194,858	
区分	予算額	備考																											
心身障害者年金給付金	110,000																												
脱退一時金給付金等	1,500																												
特別調整費負担金	64,842	扶養共済制度運営費																											
保険料	17,542	加入者掛金等																											
その他	974	システム委託料・標準事務費等																											
合計	194,858																												
加入者及び年金受給者の状況 (平成31年4月1日現在)																													
加入者数	237人																												
加入者口数	344口																												
年金受給者数	362人																												
年金受給者口数	410口																												

## 4款 衛生費

## 1項 公衆衛生費

## 4目 精神衛生費

障がい福祉課（内線：7862）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
依存症支援対策事業	3,201	3,881	△680	250			2,951	
トータルコスト	6,349千円（前年度7,056千円）〔正職員：0.4人〕							
主な業務内容	アルコール・薬物・ギャンブル依存症等関連相談・治療・回復支援、普及啓発、関係機関との連絡調整等							
工程表の政策目標（指標）	-							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
アルコール・薬物依存症について、普及啓発、相談・治療・回復支援等の対策の推進を図るとともに、これまであまり知られておらず相談や治療等必要な支援に繋がる人の少ないギャンブル等依存症についても、普及啓発、相談及び治療拠点機関の整備等を実施し、対策の強化を図る。								
2 主な事業内容 <span style="float: right;">（単位：千円）</span>								
区分	事業内容							予算額
総合的な政策立案	鳥取県地域依存症対策推進委員会の開催 医療機関、当事者団体、相談支援機関等で構成する委員会を開催し、本県における依存症対策の効果的な施策等を検討する。							92
依存症相談支援	① 精神科医等による定例相談会の開催（73千円） 精神科医等による依存症に関する定例相談会を開催する。 ② 家族教室の開催【地域生活支援事業（障がい者社会参加促進事業）で実施】 依存症者の家族を対象に依存症に関する学習会及び意見交換会（ピアカウンセリング）を開催する。 ③ 相談担当者研修会の開催（577千円） 圏域ごとに保健所、精神保健福祉センター、市町村担当課、障がい者相談事業所、地域包括支援センター等による地域課題への対応や相談支援の充実に向けた研修会を開催する。加えて相談支援事例も少なく県全体として相談支援の底上げが求められているギャンブル等依存症など新たな依存症をテーマとした県域での研修会を開催する。							650
普及啓発	① 「アディクション・フォーラム」の開催支援（500千円） 依存症に関する複数のグループ等で構成する団体が主体的に実施する依存症啓発事業の実施を支援する。 （補助上限額：500千円 補助率10/10：国1/2、県1/2） ② 啓発フォーラムの開催【アルコール健康障害・ギャンブル等依存症対策事業で実施】 「アルコール健康障害を考えるフォーラム」に併せ、ギャンブル等依存症に対する正しい理解と関心を深めるためのフォーラムを開催する。							500
回復支援	薬物依存症リハビリ施設助成モデル事業補助金（1,959千円） 依存症者の社会復帰促進を図るため、薬物依存症回復施設運営費の一部を助成する。 （補助上限額：1,959千円 補助率：10/10 財源：単県）							1,959
医療提供体制の整備	アルコール・薬物・ギャンブル等依存症相談・治療拠点機関の設置【アルコール健康障害・ギャンブル等依存症対策事業で実施】 アルコール・薬物等依存症の相談・治療拠点機関に加え、ギャンブル等依存症についても早期の治療介入・予防を進めるため相談・治療拠点機関を設置する。							-
合 計							3,201	

## 4目 精神衛生費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
アルコール健康障害・ギャンブル等依存症対策事業	16,152	15,030	1,122	7,212			8,940	
トータルコスト	20,087千円（前年度18,999千円） [正職員：0.5人]							
主な業務内容	アルコール健康障害等依存症支援拠点の設置、フォーラム・研修会の開催等							
工程表の政策目標（指標）	-							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
鳥取県アルコール健康障害対策推進計画及びアルコール健康障害対策基本法の基本理念等にのっとり、アルコール健康障害対策を計画的に推進する。また、ギャンブル等依存症対策基本法及びこれに基づく国の基本計画の策定を踏まえ、ギャンブル等依存症についても対策の強化を図る。								
2 主な事業内容								
（単位：千円）								
区 分	内 容						予算額	
①アルコール健康障害・薬物依存症・ギャンブル等依存症支援拠点機関の設置（拡充）（国1/2、県1/2）	依存症専門医が在籍する精神科病院を「アルコール健康障害支援拠点機関」「薬物依存症支援拠点機関」に加え、新たに「ギャンブル等依存症支援拠点機関」として指定の上、相談支援コーディネーターを配置し、当事者や家族、かかりつけ医等に対して助言や相談対応を行う。併せて、地域で出前講座や研修会を開催し依存症の普及啓発を行う。〔委託先：医療福祉センター渡辺病院〕						10,000	
②各保健所圏域における研究会の開催（単県）	アルコールをはじめとする各種依存症に関する地域の課題を検討するための関係者会議を開催する。						78	
③啓発フォーラムの開催（国1/2、県1/2、一部単県）	アルコール健康障害及びギャンブル等依存症について、県民の正しい理解と関心を深めるためのフォーラムを開催する。						4,483	
④かかりつけ医等依存症対応力向上研修事業（単県）	一般診療科の医療従事者を対象に依存症に関する研修を実施し、依存症への対応力向上を図る。〔委託先：東・中・西部医師会〕						891	
⑤研修受講（単県）	多量飲酒者の飲酒量低減に向けた教育プログラムを実施できる人材を育成するための研修に県職員が参加する。（既定経費対応）						-	
⑥鳥取県アルコール健康障害対策会議（単県）	学識経験者、医師、介護関係機関、民生委員、酒類事業者、行政機関等で構成する会議を設置し、計画改定等について審議する。						598	
⑦アルコール健康障害普及啓発相談員の設置・派遣（単県）	アルコール依存症から回復した当事者や民生委員・保護司等のうち、アルコール健康障害対策について熱意がある方を「アルコール健康障害普及啓発相談員」として任命し、県の機関や相談支援コーディネーターと協同して当事者からの相談対応や普及啓発にあたる。						102	
⑧依存症家族教室開催事業（国1/2、県1/2）	依存症者の家族を対象に依存症に関する学習会及び意見交換会（ピアカウンセリング）を開催する。						他事業で実施	
合 計							16,152	

## 3 これまでの取組状況、改善点

- ・平成26年6月のアルコール健康障害対策基本法の施行を受け、本県ではアルコール依存症をはじめとしたアルコール健康障害に対する対策を講ずるため、平成28年3月に、全国に先駆けて「鳥取県アルコール健康障害対策推進計画」を策定した。
- ・当該計画に基づき、平成28年5月から「アルコール健康障害支援拠点機関」を設置（平成30年4月からは、薬物依存症支援拠点機関の機能を追加）し、相談対応、研修会の実施、普及啓発を行うなど、各段階（発生予防、進行予防、再発防止）に応じた取組を推進している。
- ・また、アルコール健康障害以外の依存症についても、各種フォーラムの開催等による普及啓発、精神保健福祉センター・各保健所における相談対応などの取組を進めており、このうちギャンブル等依存症については平成30年10月にギャンブル等依存症対策基本法が施行、基本計画が平成31年4月に閣議決定されたことを受け、各都道府県においてもギャンブル等依存症対策の強化を図ることが求められている。

## 4目 精神衛生費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
精神障がい者地域移行・地域定着支援事業	2,474	9,394	△6,920	1,184			1,290	
トータルコスト	8,770千円（前年度 15,744千円） [正職員：0.8人]							
主な業務内容	地域移行支援、各種会議の開催、関係機関の調整連携推進、地域で支える仕組み体制構築等							
工程表の政策目標（指標）	-							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
精神科病院に入院中で、地域の社会資源等の受入れ条件が整えば退院可能な精神障がい者に対して、退院意欲喚起に繋がる取組を行う。また、医療、保健、福祉等の関係機関との協議の場を通じて、圏域における課題等を整理・検討し、精神障がい者の地域移行・地域定着支援を促進する取組を行う。								
2 主な事業内容								
（単位：千円）								
区分	事業内容						予算額	
地域移行推進会議、実務担当者会議の開催（単県）	①地域移行推進会議 各圏域の保健・医療・福祉の各分野の責任者（精神科病院の管理者、市町村福祉担当課長等）が、精神障がい者の地域生活を推進するための支援体制の構築に向けて、課題を整理・検討する。 ②実務担当者会議 各圏域で、実務担当者（精神科病院ソーシャルワーカー、市町村福祉担当職員等）が、個別課題等の整理・検討、事例研究等を行い、支援の充実と関係者のスキルアップ、連携強化を図る。 （既定経費対応）						-	
ピアサポーターによる退院・退所支援（国1/2）	①福祉保健局から依頼を受けて支援活動を行う。 ②入院中の精神障がい者に地域生活をイメージしていただくため、同行支援や、福祉保健局等が開催する交流会へ参加していただく。 ③地域住民等に対して当事者としての体験談発表を行う。						92	
地域移行支援強化事業（国1/2）	①地域移行支援プロジェクト会議 全圏域における課題を整理する。 ②地域移行支援強化研修会 退院支援に携わる専門職等のスキルアップ研修会を開催する。						551	
地域と病院との交流（単県）	①精神科病院に入院中の精神障がい者と地域住民やボランティア（地域移行推進ボランティア等）との交流の場を提供することにより、入院患者の地域での孤立を防ぐとともに、地域に戻る意欲を高める。また、地域における精神障がいへの理解の促進を図る。						101	
精神障がい者等に関する地域支援モデル研究事業（国3/4）	①精神障がい者等に対する地域協働相談支援 精神障がい者等に係る支援が困難な事案について、家族等へのケアも含めた地域での協働支援を家庭訪問等を通じて行う。また、地域での協働支援を統括するためのコーディネーターをモデル圏域の福祉保健局に配置する。 ②地域で支える支援としてのピアカウンセリング強化 支援が困難な事案を抱える精神障がい者等の家族に対して、同じ立場の家族がピアカウンセリング等を行う相談事業を実施する。 ③地域で支える支援に対応した支援員の育成研修 精神障がい者等に係る支援が難しい事案等の研修（OJT等）により、高い対人援助スキルを学ぶ機会を提供し、将来必要となる高度な支援を行うことができる福祉人材の育成を図る。 ※令和元年度末をもって事業終了。						-	
障がい者に対応した地域で支える仕組み構築支援事業（国1/2）	①国の基本指針等を踏まえ、障がい者を地域全体で支える仕組みの構築を関係者と連携して進める。 ・精神障がい者に対応した地域全体で支える仕組みの構築を進めるため、保健・医療・福祉関係者による協議の場を特定の圏域に設置する。 ・国のアドバイザーの招集、県のアドバイザーの指定等により、研修や個別相談等の技術的支援を実施する。 ・精神障がい者の地域移行・地域定着を支援するピアサポーターを養成するための研修会を開催する。						1,730	
事務的経費	①各福祉保健局により、関係機関の役割調整や地域に不足する資源の調査・検討、精神科病院に対する働きかけ等を行う。（既定経費対応）						-	
合 計							2,474	

## 4目 精神衛生費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
精神科救急医療体制整備事業費	59,859	59,735	124	30,939			28,920	
トータルコスト	62,220千円（前年度 62,116千円）〔正職員：0.3人〕							
主な業務内容	関係機関との連絡調整、精神科救急医療施設等の指定、委託契約事務等							
工程表の政策目標（指標）	-							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
休日・夜間において、緊急な医療を必要とする全ての精神障がい者等が、迅速かつ適正な医療を受けられるように、精神科救急医療体制の整備運営を図ることを目的とする。								
2 主な事業内容								
（単位：千円）								
区分	事業内容						予算額	
精神科救急医療施設事業	圏域毎に精神科救急医療施設を指定し、輪番制による精神科救急医療体制を確保する。（直ちに入院を要する患者を受け入れるため、医師・看護師各1名が待機。） また、直ちに入院の必要がある者へ対応するため精神科病床の空床（1床）を確保する。						53,353	
精神医療相談事業	精神科救急輪番病院による精神医療相談（電話・来所）体制を確保（精神保健福祉士等精神福祉施策に精通した者の窓口配置）する。 【対象事業者】 輪番当番日に精神医療相談を行っている精神科救急病院のうち精神医療相談の実施について県ホームページ上に掲載することに同意する医療機関。						6,481	
移送体制の整備及び運営	精神保健福祉法第34条の移送で医療の提供が必要な場合に精神保健指定医に同行してもらう等、移送体制を整備する。						25	
医療圏域ごとに連絡調整を行う委員会の設置運営	医療圏域ごとに、連絡調整会議を開催し、関係機関との精神科救急の連携を図る。							
合計						59,859		
精神障がい者スポーツ大会	534	534	0				534	
トータルコスト	1,321千円（前年度 1,328千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	委託契約事務等							
工程表の政策目標（指標）	-							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
精神障がい者の社会参加の促進や交流を図る手段の1つとして、スポーツの活用は重要であり、スポーツを通じて精神障がい者の社会参加の促進及び交流を行い相互に有効を深めるとともに、精神障がい者の生活意欲の増進を図る。								
2 主な事業内容								
区分	事業内容						予算額	
精神障がい者バレーボール交流会	「精神障がい者バレーボール交流会」を開催し、精神障がい者の社会参加の促進、当事者同士の交流の機会を提供する。						188	
鳥取県精神障がい者フットサル交流会	「精神障がい者フットサル交流会」を開催し、精神障がい者の社会参加の促進、当事者同士の交流の機会を提供する。						346	
合計						534		



## 4目 精神衛生費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (負担金)	一般財源	
精神保健福祉に関する事業	12,234	17,129	△4,895	4,362		1	7,871	
トータルコスト	55,159千円（前年度 57,613千円）〔正職員：5.1人、会計年度任用職員：1.0人〕							
主な業務内容	精神医療審査会の運営、定期実地審査、文書作成委託料支払業務、精神保健指定医の任免、措置入院関係事務、レセプト点検業務等							
工程表の政策目標（指標）	-							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
<p>人権に配慮した適正な精神医療の確保及び入院制度等の適切な運用を図るため、精神医療審査会の開催及び精神科病院に対する定期実地審査等を実施する。</p> <p>また、精神疾患のある方（措置入院医療対象者）の医療・保護を行い、措置入院に係る手続きを適切に実施するとともに、「鳥取県措置入院解除後の支援体制に係るマニュアル」（以下「マニュアル」という。）に基づき、本県の措置入院患者が措置入院解除後、地域で安心して生活を送ることができる支援体制を構築する。</p> <p>大規模災害等の後に被災地域に入り、精神医療及び精神保健活動を行う専門チーム DPAT（災害派遣精神医療チーム）の体制整備を進める。</p>								
2 主な事業内容								
(1) 精神医療審査会に関すること（1,248千円）								
区分	内 容							
根拠法令	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律							
構成	14名（2合議体） ・精神障がい者の医療に関し学識経験を有する者（医師6名） ・法律に関し学識経験を有する者（検事1名、判事1名、弁護士2名） ・精神障がい者の保健又は福祉に関し学識経験を有する者（看護師等4名）							
開催期日	毎月1回（1合議体を隔月開催）							
審査手続	・措置入院、医療保護入院の適否について書面審査、実地審査等を行う。 ・退院（処遇改善）の請求をした患者については、精神医療審査会委員2名により意見聴取を行い、病院管理者、家族等の意見に基づき審査を行う。							
(2) 精神科病院に対する定期実地審査に関すること（182千円）								
区分	内 容							
根拠法令	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律							
対象病院	精神病床を有する県内の精神科病院11病院							
実施回数	対象病院全てに対し年1回							
(3) 定期病状報告書等文書料に関すること（3,544千円）								
区分	内 容							
業務内容	医療保護入院者の入院届及び措置・医療保護入院者の定期病状報告書の作成について委託するもの。							
対象病院	精神病床を有する県内の精神科病院11病院							
(4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条に基づく措置入院の実施（6,393千円 一部国3/4）								
区分	内 容							
根拠法令	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律							
業務内容	措置入院等の実施、医療費の公費負担及び精神保健福祉業務推進事務に関すること。							
(5) 災害派遣精神医療チーム（DPAT）編成に係る経費（843千円 一部国1/2）								
区分	内 容							
経費概要	DPAT編成に向けた精神科病院との意見交換会の実施、県内の精神科病院においてDPATを編成するにあたり、DPAT活動に必要な知識を深めていただくための研修会の受講等に係る経費。							
(6) 措置入院解除後の支援体制強化事業（24千円）								
区分	内 容							
事業内容	① 退院後支援計画の作成 マニュアルに基づき、県が措置入院中から措置入院患者に対し、退院後支援計画を作成するため、医療機関関係者等、退院後支援に携わる関係者を集めた調整会議を開催する。 ② 県担当者職員が、精神保健に関する専門的な研修会に参加し、資質向上を図る。 ③ 講師を招き、精神保健福祉に関する専門的な研修会、関係機関へのマニュアルの周知及びマニュアルに基づく支援を行った事例について、事例検討会等を開催する。 【参加予定】：市町村担当者、障がい者相談支援事業所職員等							

## 4目 精神衛生費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県精神障害者家族会連合会支援事業	1,648	1,648	0				1,648	
トータルコスト	4,009千円（前年度4,029千円）〔正職員：0.3人〕							
主な業務内容	家族会等の事業に係る連絡調整、補助金交付事務							
工程表の政策目標（指標）	-							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要 鳥取県精神障害者家族会連合会が実施する研修会、交流会や精神障がい者に対する正しい理解・知識の普及啓発事業等の取組に対して必要な経費を補助し、当事者・家族の立場から実施する精神保健福祉施策の円滑な推進を図る。								
2 主な事業内容 鳥取県精神障害者家族会連合会が行う次の事業に係る経費を助成する。 （1,648千円 財源：単県 補助率：10/10） ・精神保健福祉研修会の実施・三者（当事者・家族・関係者）合同研修会の実施 ・精神障がい者家族相談事業（研修会、相談ダイヤル）・研修会等参加活動事業・広報、啓発活動事業								
てんかん対策推進事業	2,700	2,700	0	1,350			1,350	
トータルコスト	3,487千円（前年度3,494千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	出前講座・啓発セミナー・研修会の開催、てんかん診療拠点の整備							
工程表の政策目標（指標）	-							
1 事業の目的・概要 てんかんのある方への理解促進や支援の手法を学ぶための研修会等を開催するとともに、当事者の方を地域で支える体制の整備を行う。								
2 主な事業内容 <span style="float: right;">（単位：千円）</span>								
区分	内容							予算
てんかんのある方の支援者等研修事業 （国1/2）	①出前講座 市町村、学校、公民館、企業関係者等に直接出向き講座を開催する。 ②啓発セミナー 広く一般県民向けに普及啓発を図るためのセミナーを開催する。 ③支援者研修 てんかんのある方への適切な対応の仕方（介助方法）を学ぶ研修会を開催する。 〔補助先：公益社団法人日本てんかん協会鳥取県支部〕							700
てんかん地域診療連携体制整備事業 （国1/2）	①診療ネットワークの構築 てんかんの外科治療や、複数の診療科にとよる集団的治療を行うことのできる病院を「てんかん診療拠点機関」として指定し、当該拠点機関を中心とした診療ネットワークを構築することにより、患者や家族等が適切な支援を受けることのできる体制を構築する。 ②関係者会議・研修会の開催 「てんかん支援拠点機関」において関係者会議を開催し、ネットワーク内での情報共有や機関同士の連携を図る。また、てんかん治療のための研修を開催する。 ③コーディネーターの配置 てんかん診療拠点機関に診療支援コーディネーターを配置し、当事者等に相談支援や県内の医療機関に助言・指導を行う。 〔委託先：鳥取大学医学部附属病院〕							2,000
合計							2,700	